薬 発 第 ク/0号 昭和 5/年7月 23日

名都道府県知事 殿

厚生省菜務局長

医薬品再評価結果及びこれに基づく措置 について — その9(通知)

医薬品再評価については、従来より格別の御配應を煩わしているところであるが、今般、メスタノロン他 6 2 成分を含有する単味剤たる医療用医薬品について、別添 I のとおり中央棄事替譲会より再評価結果が答申され、これに基づき当該 医薬品の用法及び用量並びに効能又は効果は、それぞれ答申に記載された用法及び用量並びに効能又は効果とされたので 通知する。

また、カテゴリー3(有用性を示す根拠がないもの)と判定された医薬品行及びその理由は、別添工のとおりであるので併せて通知する。

なお、各都道府県におかれても、昭和 48年11月21日

東発寿 // ※/ 号桌務局長通知「医薬品再評価が終了した単 味剤たる医療用医薬品の取扱いについて」別記IIにより、当 該医薬品に関し、必要な措置をとるとともに、下記事項につ いても措置させるよう貴管下関係各業者に対し周知徹底方衛 配意願いたい。

記

アミノピリン、ビラビタール、ミオセダン、ミグレニン、 スルピリン又はニコチノイルアミノアンチピリンを含有する 医薬品については、「長期連用を避けるべきである。」旨添 付文書に記載させること。



來 審 第 33 号 昭和 51 年 7 月 23 日

厚生大臣 田 中 正 巴 殿

中央薬事審議会 会長 津 田 恭 介

医薬品再評価における評価判定に ついて――その9

昭和 46 年 7 月 20 日厚生省発薬第 151 号をもって諮問のあった標記については、下記のとおり答申する。

نأذ

メスタノロンその他67成分を含有する単味剤たる医療用医薬品につき、再評価申請の行われた適応(効能又は効果)、用法及び用量などについて審議した結果、別添のとおり評価判定した。

医薬品再評価結果 その 9

ホルモン剤評価結果 その4

1. メスタノロン	10. エチルナンドロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
消化器官用剤評価結果 その 2	
1. 塩酸ジサイクロミン············11 2. 塩酸ベナクチジン·········12 3. 臭化バレタメート········12 4. 臭化プロパンテリン······14 5. 臭化メタンテリン······15	6. 臭化メチルスコポラミン
泌尿生殖器官用剤評価結果 その1	
1. オキシトシン	5. マレイン酸メチルエルゴメトリン21 6. 酒石酸エルゴタミン23 7. 硫酸スパルテイン24 8. キニーネの塩類24
筋弛緩剤評価結果 その 2	
1. メフェネシン	5. フェンプロバメート
鎮痛剤評価結果 その3	
1. アセトアミノフェン・・・・・31 2. フェナセチン・・・・31 3. アミノピリン・・・・32 4. ピラビタール・・・・33	5. ミオセダン
クロロキン製剤評価結果	
1. オロチン酸クロロキン······37 2. リン酸クロロキン·····38	3. コンドロイチン硫酸クロロキン39 4. 硫酸ヒドロキシクロロキン39
金製剤評価結果	
1. 金チオリンコ酸ナトリウム41	2. 金チオグルコース41
精神神経用剤評価結果 その 6	
1. 臭化ナトリウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7. エスクロルビノール・・・・・46 8. エチナメート・・・・・・47 9. グルテチミド・・・・・・47 10. ニトラゼパム・・・・・48 11. メタカロン・・・・・49 12. メチプリロン・・・・・49

ホルモン剤評価結果 その4

1. メスタノロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アンデノロン散

マルコ製薬KK

2. アンデノロン錠

,,

3. アンデノロンシロップ " (以上3品目につき,幼・小児の発育促進、内因性 栄養失調症,栄養障害)

4. デルサチン錠 高田製薬 K K (幼・小児の発育促進,内因性栄養失調症)

5. プロテノロン錠 昭和薬品化工KK (幼・小児の発育促進,内因性栄養失調症,栄養障害,栄養失調症)

6. プロメタイド錠

日本薬品工業KK

7. メサノロン錠 持田製薬 K K (以上 2 品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進、内因性栄養失調症、栄養障害、骨折)

8. アシミール錠

扶桑薬品工業KK

9. エルスペート 全星薬品工業 K K (以上 2 品目につき、栄養失調症、内因性栄養失調症、栄養障害、幼・小児の発育促進)

10. メスタロン錠

北陸製薬KK

11. メスタロンH錠 " (以上 2 品目につき、幼・小児の発育促進、内因性 栄養失調症、栄養障害)

12. アンタロン錠

小林化工KK

13. アンタロン内服液

"

14. マクロビン錠

帝国臓器製薬KK

15. プロホルモ 5

東洋ファルマーKK

16. プロホルモ

"

17. リストア錠

白井松新薬KK

18. アンドロン錠1号

日升似初果KK

19. アンドロン錠 2 号

日本医薬品工業KK

(以上8品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進、内因性栄養失調症、栄養障害)

20. アンドロン錠

沢井製薬KK

(栄養失調症)

21. タンタロン

合資会社模範薬品研究所

22. プロテロン錠

関東医師製薬KK

23. プロテロンシロップ " (以上3品目につき,栄養失調症,幼・小児の発育 促進,内因性栄養失調症,栄養障害)

24. デュラミン錠

富士製薬工業KK

(幼・小児の発育促進)

25. アンドロ錠(1 mg)

藤本製薬KK

26. アンドロ錠(5 mg)

27. アンドロ100倍散

(以上3品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進、内因性栄養失調症、栄養障害)

28. メチアンタロン散「三研」 ΚΚ三和化学研究所

29. メチアンタロン錠「三研」1 mg "
 30. メチアンタロン錠「三研」5 mg "

31. メチアンタロン錠「三研」10mg

32. メチアンタロンシロップ『三研』

(以上5品目につき,幼・小児の発育促進,内因性 栄養失調症)

33. スタノロン 東和薬品 K K (栄養失調症、幼・小児の発育促進、内因性栄養失 調症、栄養障害)

34. メチアロン 長生堂製薬 K K (栄養失調症,幼・小児の発育促進,内因性栄養失 調症,栄養障害)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メスタノロン	区分	医療用単味剤
(一般名)		投与法	経 口

用法及び用量

メスタノロンとして,通常成人1日10~30mgを1~3回に分割経口投与する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの

骨粗鬆症, 下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷

(2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養失調症,内因性栄養失調症,栄養障害,幼 ・小児の発育促進,骨折

2. エナント酸メテノロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

- 1. プリモボラン・デポー20mg 日本シェーリングKK
- 2. プリモボラン・デポー50mg
- 3. プリモボラン・デポー100mg " (以上3品目につき、早産児・未熟児の発育促進、 栄養障害、栄養不良、産後の衰弱)
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	エナント酸メテ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ノロン	投与	チ法	注	射

用法及び用量

エナント酸メテノロンとして、通常成人 1 = 100 mgを $1 \sim 2$ 週間ごとに筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの

骨粗鬆症

下記疾患による著しい消耗状能 慢性腎疾患,悪性腫瘍,手術後,外傷,熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態 再生不良性貧血

(2) 有効と判定する根拠がないもの 早産児・未熟児の発育促進、栄養障害、栄養不 良、産後の衰弱

3. 酢酸メテノロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入 販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠 がないもの」と判定した適応〕

- 1. プリモボラン錠 1 mg 日本シェーリング K K (早産児・未熟児の発育促進、栄養障害、栄養不良)
- 2. プリモボラン錠 5 mg 日本シェーリング K K (早産児・未熟児の発育促進,栄養障害,栄養不良, 4. ムタボールB錠 産後の衰弱)
- 3. プリモボラン注 日本シェーリング K K (早産児・未熟児の発育促進,栄養障害)

2. 各適応に対する評価判定

	成分名	酢酸メテノロン	区分	医療用単味剤
-	(一般名)		投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

酢酸メテノロンとして,通常成人1日10~20mgを2 ~3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

酢酸メテノロンとして、1回10~20mgを3日ごとに 筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減す

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの

骨粗鬆症(経口のみ)

下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患,悪性腫瘍,手術後(注射のみ),

下記疾患による骨髄の消耗状態(経口のみ) 再生不良性貧血

(2) 有効と判定する根拠がないもの 早産児・未熟児の発育促進、栄養障害、栄養不 良(経口のみ),産後の衰弱(経口のみ)

4. メタンドロステノロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入 販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠 がないもの」と判定した適応〕

- 1. メタンドロステノロン錠「ホメイ」 海外製薬KK
- 2. ムタボール A錠

エスエス製薬KK

- 3. ムタボール散
 - (以上4品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進)
- 5. アルブステロン錠 1 mg

日本カプセルKK

6. ダイステロン錠 1 mg

第三製薬KK

- 7. ダイステロン錠 5 mg
- 8. メタンドロン散
- キッセイ薬品工業KK
- 9. メタンドロン錠 1 mg 10. メタンドロン錠 5 mg

武田薬品工業 K K

- 11. アビロール散
- 12. アビロール錠
- 13. メタンジェノン錠「ミタ」1 mg. 東洋ファルマー K K
- 14. メタンジェノン錠「ミタ₁5 mg
- 15. メタステノン-5「サトウ」 佐藤薬品工業 K K
- 16. メタステノン「サトウ」

- 17. メタステノン錠

東宝薬品工業KK

- 18. メタステノン散
- 19. エンセファン錠 1 mg 佐藤製薬KK
- 20. エンセファン錠 5 mg
- 21. エンセファン散

(以上17品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進、骨折、副腎皮質ステロイドによる蛋白異化・ 副腎不全の予防)

22. アンドレダン

(栄養失調症,骨折,副腎皮質ステロイドによる蛋 白異化・副腎不全の予防)

23. ビサラン散

辰巳化学 K K

- 24. ビサラン錠 1 mg
- 25. ビサラン錠 5 mg

(以上3品目につき,栄養失調症)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メタンドロステ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ノロン	投-	与法	経	口

用法及び用量

メタンドロステノロンとして、通常成人 $1 \pm 1 \sim 10$ mg を $1 \sim 3$ 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 高脂血症、骨粗鬆症、下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患、悪性腫瘍、手術後、外傷、熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態 再生不良性貧血
- (2) 有効と判定する根拠かないもの 栄養失調症、幼・小児の発育促進、骨折、副腎 皮質ステロイドによる蛋白異化・副腎不全の予防

5. カプロン酸クロルテストステロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

マクロビンデポー 帝国臓器製薬 K K (栄養失調症, 幼・小児の発育促進, 内因性栄養失調症, 栄養障害, 骨折)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	カプロン酸クロル	区分	医療用单味剤
(一般名)	テストステロン	投与法	注 射
	用法及び	用量	

カブロン酸クロルテストステロンとして、通常成人 1回100mgを1週間ごとに筋肉内注射する。なお,年齢、 症状により適宜増減する、

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることか推定できるもの 骨粗鬆症、下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患、悪性腫瘍、手術後、外傷、熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態 再生不良性貧血
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養失調症, 幼・小児の発育促進, 内因性栄養 失調症, 栄養障害, 骨折

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

- 1. マクロビン 帝国臟器製薬KK (栄養失調症、幼・小児の発育促進, 内因性栄養失 調症, 栄養障害)
- 2. マクロビン25mg 帝国臓器製薬KK (栄養失調症, 幼・小児の発育促進, 内因性栄養失 調症, 栄養障害, 骨折)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	酢酸クロルテス	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	トステロン	投与	チ法	注	射

用法及び用量

酢酸クロルテストステロンとして、通常成人1日10 ~25mgを筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適 宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 骨粗鬆症, 下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態
 - 慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養失調症, 幼・小児の発育促進, 内因性栄養 失調症, 栄養障害, 骨折

6. 酢酸クロルテストステロン 7. プロピオン酸クロルテストステ ロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. ヨンクロン浮游注射液

三全製薬KK

- 2. ヨンクロン浮游注射液「25瓱」 (以上2品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進, 内因性栄養失調症, 栄養障害, 骨折)
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	プロピオン酸クロ	区 分	医療用-	単味剤
(一般名)	ルテストステロン		注	射

用法及び用量

プロピオン酸クロルテストステロンとして、通常成 人1日10~25mgを筋肉内注射する。なお、年齢、症状 により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 骨粗鬆症, 下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養失調症, 幼・小児の発育促進, 内因性栄養 失調症, 栄養障害, 骨折

8. オキシメステロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アナミドール錠

岩城製薬KK

2. アナミドール散

(以上 2 品目につき、栄養失調症、幼・小児の発育 促進、内因性栄養失調症、栄養障害、産後衰弱)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	++: /2=-:	区分	医療用単味剤
(一般名)	オキシメステロン	投与法	経 口
	п ч т ж		

用法及び用量

オキシメステロンとして,通常成人1日15~30mgを2~3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 骨粗鬆症,下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態
 - 慢性腎疾患,悪性腫瘍,手術後,外傷,熱傷
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養失調症, 幼・小児の発育促進, 内因性栄養 失調症, 栄養障害, 産後衰弱

9. チオメステロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. エンダボリン錠

中外製薬KK

2. エンダボリンピル

(以上 2 品目につき、低蛋白血症、栄養不良、未熟 児・早産児の発育促進、内因性栄養失調症、栄養障 害、副腎皮質ホルモン製剤による蛋白異化・副腎不 全防止、粥状動脈硬化症、骨折)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	チオメステロン	区分	医療用単味剤
(一般名)		投与法	経口

用法及び用量

チオメステロンとして、通常成人 1日15~30mgを 1~3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの

高脂血症, 骨粗鬆症

下記疾患による著しい消耗状態

慢性腎疾患,悪性腫瘍,手術後,外傷,熱傷

(2) 有効と判定する根拠がないもの

低蛋白血症,栄養不良,未熟児・早産児の発育 促進,内因性栄養失調症,栄養障害,副腎皮質ホルモン製剤による蛋白異化・副腎不全防止,粥状 動脈硬化症,骨折

三共KK

10. エチルナンドロール 11. デカン酸ナンドロロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. オルガボリン錠1

三共KK

2. オルガボリン錠2

3. オルガボリン錠1mg

2. デカーデュラボリン10

1. デカ-デュラボリン 5

1. 総合評価判定

4. オルガボリン錠2mg

3. デカーデュラボリン25

拠がないもの」と判定した適応〕

5. オルガボリン液

4. デカーデュラボリン50

(以上 5 品目につき、栄養不良、栄養障害、老衰、 副腎皮質ステロイドによる蛋白代謝異状、筋萎縮・ 筋無力の筋神経疾患、骨折、各種骨萎縮症、各種粥 状動脈硬化症)

(以上4品目につき、栄養不良、老衰、副腎皮質ス ステロイドによる蛋白代謝異常、筋萎縮・筋無力の 筋神経疾患,骨折,各種骨萎縮症)

「適応の一部について有用性が認められるも

の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸

入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根

2. 各適応に対する評価判定

2. 各適応に対する評価判定

成分名	エチルナンドロール	X	分	医療用	単味剤
(一般名)	1 x x 10	投与法		経	

区 分 医療用単味剤 成分名 デカン酸ナンド ロロン (一般名) 投与法 鮒 注

用法及び用量

用法及び用量

エチルナンドロールとして,通常成人1日2~6 mgを 1~3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状によ り適宜増減する。

デカン酸ナンドロロンとして、通常成人1回25~50 mgを3週間ごとに筋肉内注射する。なお、年齢、症状 により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの 高脂血症, 骨粗鬆症 下記疾患による著しい消耗状態

- 骨粗鬆症, 乳腺症, 下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態
- 慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷

慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態 再生不良性貧血

(2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養不良、栄養障害、老衰、副腎皮質ステロイ ドによる蛋白代謝異常, 筋萎縮・筋無力の筋神経 疾患, 骨折, 各種骨萎縮症, 各種粥状動脈硬化症 (2) 有効と判定する根拠がないもの

(1) 有効であることが推定できるもの

栄養不良, 老衰, 副腎皮質ステロイドによる蛋 白代謝異常,筋萎縮・筋無力の筋神経疾患,骨折, 各種骨萎縮症

12. フェニルプロピオン酸ナンド 13. フリルプロピオン酸ナンドロ ロロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の、と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名「()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. デュラボリン10

三共KK

2. デュラボリン20

3. デュラボリン25

4. デュラボリン50

(以上4品目につき、栄養不良、老衰、副腎皮質ス テロイドによる蛋白代謝異常, 筋萎縮・筋無力の筋 神経疾患, 骨折, 各種骨萎縮症)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	フエニルプロピオ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ン酸ナンドロロン	投	チ法	注	射

用法及び用量

フェニルプロピオン酸ナンドロロンとして, 通常成 人1回25mgを1週間ごとに筋肉内注射する。なお、年 齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの 骨粗鬆症, 乳腺症 下記疾患による著しい消耗状態

> 慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態

再性不良性貧血

(2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養不良、老衰、副腎皮質ステロイドによる蛋 白代謝異常, 筋萎縮・筋無力の筋神経疾患, 骨折, 各種骨萎縮症

ロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. デメロン10mg

持田製薬KK

2. デメロン25mg

(以上2品目につき、発育不良児の発育促進、産褥 後)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	フリルプロピオン	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	酸ナンドロロン	投与	チ法	注	射

用法及び用量

フリルプロピオン酸ナンドロロンとして、 通常成人 1回25mgを1週1~2回筋肉内注射する。なお、年齢、 症状により適宜増減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 乳腺症, 下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 発育不良児の発育促進,産褥後

14. オキシメトロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アドロイド錠

三共KK

2. アナドロール顆粒

塩野義製薬 K K 2. ウイ

3. アナドロール散

"

4. アナドロール錠 1 mg

"

5. アナドロール錠 5 mg

"

6. アナドロール錠10mg

(以上6品目につき、栄養不良、老衰、副腎皮質ス

2. 各適応に対する評価判定

成分名	オキシメトロン	区分	医療用単味剤
(一般名)	オキンメトロン	投与法	経 口

用法及び用量

オキシメトロンとして、通常成人1日 $5\sim30$ mg ϵ 2 ~4 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 高脂血症、骨粗鬆症、下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患、悪性腫瘍、手術後、外傷、熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態 再生不良性貧血
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養不良、老衰、副腎皮質ステロイドによる蛋 白代謝異常、骨折、各種骨萎縮症

15. スタノゾロール

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. ウインストロール

山之内製薬KK

- 2. ウインストロール散
- 3. ウインストロール ウインスロップ・ラボラトリース (以上3品目につき,栄養不良,幼・小児の発育不 全,内因性栄養失調症,副腎皮質ホルモン製剤によ る蛋白異化・副腎不全の防止,粥状動脈硬化症,筋 萎縮・筋無力症,骨萎縮症,骨折,産後の衰弱)

テロイドによる蛋白代謝異常、骨折、各種骨萎縮症) 2. 各適応に対する評価判定

成分名	スタノゾロール	区分	分	医療用	単味剤
(一般名)		投与法	法	経	

用法及び用量

スタノゾロールとして、通常成人1日 $4\sim6$ mg $\epsilon1$ ~3 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 高脂血症、骨粗鬆症、下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態 慢性腎疾患、悪性腫瘍、手術後、外傷、熱傷 下記疾患による骨髄の消耗状態 再生不良性脅血
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養不良, 幼・小児の発育不全, 内因性栄養失調症, 副腎皮質ホルモン製剤による蛋白異化・副 腎不全の防止, 粥状動脈硬化症, 筋萎縮・筋無力症, 骨萎縮症, 骨折, 産後の衰弱

16. ジプロピオン酸ボランジオール 17. シクロヘキシルプロピオン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アナビオール注射液 1%

大日本製薬KK

2. アナビオール注射液2.5%

(以上2品目につき、栄養障害、骨折・骨手術) 2 アナボ

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ジプロピオン酸	区分	医療用	単味剤
(一般名)	ボランジオール	投与法	注	射

用法及び用量

ジプロピオン酸ボランジオールとして、通常成人 1 回25mgを $1 \sim 2$ 週間ごとに筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの 骨粗鬆症,下垂体性小人症 下記疾患による著しい消耗状態

慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷

(2) 有効と判定する根拠がないもの 栄養障害, 骨折・骨手術

17. シクロヘキシルプロピオン 酸ナンドロロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. ボルナアル注

同仁医薬化工KK

2. アナボール注射液25瓱

三全製薬KK

3. アナボール注射液10瓱

進、産後の衰弱)

4. アナボ注

北陸製薬KK

5. アナボ注25 " (以上 5 品目につき、栄養不良、内因性栄養失調症、 栄養障害、早産児・未熟児の発育促進、骨折治癒促

6. デュラミンデポー 富士製薬工業 K K (栄養不良,内因性栄養失調症,栄養障害,早産児・未熟児の発育促進,産後の衰弱)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	シクロヘキシルプロピ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	オン酸ナンドロロン	投与	步法	注	射

用 法 及 び 用 量

シクロヘキシルプロピオン酸ナンドロロンとして、通常成人 1回20~50mgを10~20日間ごとに筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの 骨粗鬆症

下記疾患による著しい消耗状態

慢性腎疾患, 悪性腫瘍, 手術後, 外傷, 熱傷

(2) 有効と判定する根拠がないもの

栄養不良, 内因性栄養失調症, 栄養障害, 早産 児・未熟児の発育促進, 骨折治癒促進, 産後の衰 弱

消化器官用剤評価結果 その2

1. 塩酸ジサイクロミン

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

1. 塩酸ジサイクロミン錠「三晃」 三晃製薬工業 K K

2. ベンチル錠 塩野義製薬 K K

3. ベンチル散

4. ベンチルシロップ

5. 塩酸ジサイクロミン散「日アル」

日本アルツ製薬KK

6. イグサニール錠

菱山製薬 K K

7. マーゲサン錠

共和薬品工業KK

8. マーゲサン P

9. メガストロ錠

東亜薬品工業KK

10. メガストロカプセル

11. クランプス

同仁医薬化工KK

12. クランプスP

13. クランプス・シロップ

10. //// // ///

14. レスポリミン散 鶴原製薬 K K

15. レスポリミン錠

16. サワミン

沢井製薬KK

17. 塩酸ジサイクロミン散「共立」 共立薬品工業 K K

18. 塩酸ジサイクロミン顆粒「共立」

19. 塩酸ジサイクロミン錠「共立」

20. 塩酸ジサイクロミンシロップ「共立」

21. サイクロヘキシン散

高田製薬KK

22. サイクロヘキシンシロップ

23. サイクロヘキシン錠

24. イクラミン錠

KK東邦医薬研究所

2) 「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. メルニリン散

全星薬品工業KK

2. メルニリン錠

3. パナキロン錠

佐藤製薬KK

4. パナキロン散

佐藤製薬KK

5. セフトチンシロップ

わかもと製薬KK

(以上5品目につき、腎結石、遊走腎による疼痛、 逆行性腎盂撮影時の疼痛)

3) 「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

ベンチル注

塩野義製薬KK

2. メガストロ注

東亜薬品工業KK

3. クランプス注

同仁医薬化工KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	塩酸ジサイクロミン	区 分	医療用単味剤
(一般名)		投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

塩酸ジサイクロミンとして,通常成人1回10~20mgを1日3~4回経口投与する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

(1) 有効であることが推定できるもの

下記疾患における痙攣

胃・十二指腸潰瘍,食道痙攣,幽門痙攣,胃炎,潰瘍性大腸炎,憩室炎,痙攣性便秘,過敏大腸症(イリタブルコロン),小児の嘔吐,胆のう・胆管炎,胆石症,尿路結石症,月経困難症

(2) 有効と判定する根拠がないもの

腎結石,遊走腎による疼痛,逆行性腎盂撮影時 の疼痛

(注射)

有効と判定する根拠がないもの

1. 消化管の痙攣を伴う諸疾患

胃·十二指腸潰瘍,胃炎,食道·胃·幽門痙攣, 憩室炎,憩室症,潰瘍性大腸炎,痙攣性大腸炎, 痙攣性(緊張性)便秘,胆のう炎,胆石症,小児疝痛

2. 尿路の痙攣を伴う諸疾患

尿管結石, 逆行性腎盂撮影時の疼痛

2. 塩酸ベナクチジン

1. 総合評価判定

「有用性を示す根拠がないもの」と判定した製 品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ベナクチン「東邦」100倍散 KK東邦医薬研究所

2. パーポン錠 参天製薬KK

3. パーポン末 //

4. パーポン散

5. パーポン注射液

6. 百倍用モルカイン散 辰巳化学 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	塩酸ベナクチジン	区分	医療用単味剤
(一般名)	塩酸トリプリンプ	投与法	経口, 注射

用法及び用量

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

有効と判定する根拠がないもの

胃炎, 腸炎, 胃痙攣, 胃潰瘍, 十二指腸潰瘍等に伴

う疼痛および泌尿管結石による疼痛の緩解

3. 臭化バレタメート

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

マルコ製薬KK

志紀製薬 K K

辰巳化学 K K

1. パスタン注 2. バレタリン注 北陸製薬KK 3. バレート注 森下製薬KK 4. フレバン注射液 丸石製薬KK 5. レジコパン注射液 第三製薬KK 6. ナーレスト注 KKイセイ 7. ドノポン注 同仁医薬化工KK 8. バルタアヅサ注 アヅサ製薬KK 9. ベルーゲン注 日新製薬KK 10. レリーズ V 持田製薬KK 11. アノメート注 富士臓器製薬KK 12. エピドシン注射液 東洋醸造KK 13. バレメート注射液 大鵬薬品工業KK 14. プレグミン注射液 わかもと製薬KK

17. バレタメートプロマイト注「共立」 共立薬品工業 K K

15. バレタメート注射液

16. ビセチロン注射液

18. TPLクラン注射液 KK武田薬化学研究所

19. ブロタメート注射液 高田製薬KK

20. クランプトン アミノン製薬KK

21. エリスト注 三亜薬品工業KK

22. レジタン注 グレラン製薬KK

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. バレメトン 三晃製薬工業KK

2. セルバン エスエス製薬KK

3. セルバン A錠

4. パスタン錠 マルコ製薬KK

5. パスタン糖衣錠

6. ケイトン錠 全星薬品工業KK

7. ゴスペール -C 竹鳥製薬KK

8. バレタリン錠 北陸製薬KK

9. バレタメートブロマイド錠「コタニ」 日清製薬 K K

10. フレナント錠

KK東邦医薬研究所

11. バレート錠

12. バレート糖衣錠

(以上12品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石疝 痛、器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣、手術後の 排尿不全、手術後の痙攣性後遺症、分娩時の子宮下 部痙攣)

- 13. バレタメートブロマイド錠「ナカノ」 大洋薬品工業 K K (手術後の悪心・嘔吐, 胆石疝痛, 器具挿入後の尿 管ならびに膀胱痙攣、手術後の排尿不全、手術後の 痙攣性後遺症)
- 14. フレバン錠 丸石製薬KK (手術後の悪心・嘔吐, 胆石疝痛, 器具挿入後の尿 管ならびに膀胱痙攣,手術後の排尿不全,手術後の 痙攣性後遺症, 分娩時の子宮下部痙攣)
- 15. レジコパン錠 第三製薬 K K (手術後の悪心・嘔吐, 胆石疝痛, 手術後の排尿不 全, 手術後の痙攣性後遺症, 分娩時の子宮下部痙攣)
- 16. サトターゼ 新進医薬品工業KK
- 17. バレタメートブロマイド錠「トーア」 東亜医薬品工業KK
- KK三和化学研究所 18. カイチール錠
- 19. フジスコ V錠 藤本製薬KK
- 20. フジスコ V糖衣錠「フジモト」
- 共和薬品工業KK 21. メートミン
- 22. ナーレスト錠

KKイセイ

23. バレクタン錠

KK陽進堂

//

24. バレクタン錠2号

(以上9品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石疝 痛、器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣、手術後の 排尿不全、手術後の痙攣性後遺症、分娩時の子宮下 部痙攣)

25. ドノポン錠

同仁医薬化工KK

(胆石疝痛) 26. バルタアヅサ錠

アヅサ製薬KK

27. スパントリン

昭和新薬KK

28. ベルーゲン錠

日新製薬KK

- (以上3品目につき,手術後の悪心・嘔吐,胆石疝 痛,器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣,手術後の 排尿不全、手術後の痙攣性後潰症、分娩時の子宮下 部痙攣)
- 29. バレスパン錠(10mg) (手術後の悪心・嘔吐, 胆石疝痛, 器具挿入後の尿 管ならびに膀胱痙攣,手術後の排尿不全,手術後の

痙攣性後遺症)

森下製薬 K K 30. ダイメート錠 大興製薬KK

> 31. バレタマイド錠「菱明」 明治薬品KK

> 32. ペリドミン錠 進化製薬KK

33. レリーズ V錠 持田製薬KK

34. バレタメート錠「フクチ」 福地製薬KK

35. ファイブニンーB 鶴原製薬KK

日本医薬品工業KK 36. クランフパン

37. エピドシン錠 東洋醸造KK

38. バレメート錠 大鵬薬品工業KK

39. レタメート 合資会社模範薬品研究所 (以上10品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石疝 痛、器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣、手術後の 排尿不全、手術後の痙攣性後遺症、分娩時の子宮下 部痙攣)

40. プレグミン錠 わかもと製薬KK (手術後の悪心・嘔吐、胆石疝痛、器具挿入後の尿 管ならびに膀胱痙攣、手術後の痙攣性後遺症、分娩 時の子宮下部痙攣)

41. ブロマート錠 内外新薬KK

42. レジメトン錠 大正薬品工業 K K

43. レジメトン糖衣錠

沢井製薬KK 44. バレタミン錠

45. ウルバン Q錠 東宝薬品工業KK (以上5品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石疝 痛, 器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣, 手術後の 排尿不全, 手術後の痙攣性後遺症, 分娩時の子宮下 部痙攣)

辰巳化学 K K 46、 ビセチロン錠

47. ビセチロン糖衣錠 (以上2品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石症 痛,器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣,分娩時の 子宮下部痙攣)

48. バレタメートプロマイド錠「共立」 共立薬品工業 K K

49. TPLクラン錠 KK武田薬化学研究所

50. ブロタメート錠 高田製薬KK (以上3品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石疝 痛,器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣,手術後の 排尿不全、手術後の痙攣性後遺症、分娩時の子宮下 部痙攣)

菱山製薬 K K 51. バルマイド錠 長生堂製薬KK

> 52. デルメート散 (以上2品目につき, 分娩時の子宮下部痙攣)

53. エリスト錠

三亜薬品工業KK

54. シャーシン

KK阪本漢法製薬

55. レジタン錠

グレラン製薬KK

56. レジタン糖衣錠

57. スタディー 東洋ファルマーKK (以上5品目につき、手術後の悪心・嘔吐、胆石疝 痛,器具挿入後の尿管ならびに膀胱痙攣,手術後の 排尿不全, 手術後の痙攣性後遺症, 分娩時の子宮下

部痙攣) 2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化バレタメート	区分	医療用単味剤
(一般名)	旲化ハレクメート	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

臭化バレタメートとして、通常成人1回10~20mgを 1日3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜 増減する。

(注射)

臭化バレタメートとして、通常成人1回10~20mgを 皮下,筋肉内又は静脈内注射する。症状の激しい場合 には10~20mgを4~6時間毎に注射する。なお、年齢、 症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが推定できるもの 下記疾患における痙攣並びに運動亢進 胃・十二指腸潰瘍, 幽門痙攣, 胃炎, 腸炎, 腸疝痛, 痙攣性便秘, 胆のう・胆管炎, 尿路結 石症,膀胱炎,月経困難症
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 手術後の悪心・嘔吐、胆石疝痛、器具挿入後の 尿管ならびに膀胱痙攣,手術後の排尿不全,手術 後の痙攣性後遺症、分娩時の子宮下部痙攣

(注射)

有効であることが実証されているもの

下記疾患における痙攣並びに運動亢進

胃・十二指腸潰瘍, 幽門痙攣, 胃炎, 腸炎, 腸疝 痛、痙攣性便秘、胆のう・胆管炎、胆石疝痛、尿路 結石症、膀胱炎、器具挿入後の尿管・膀胱痙攣、手 術後の後遺症、月経困難症、分娩時の子宮下部痙攣

4. 臭化プロパンテリン

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

プロメサンテリンブロマイド末 エーザイKK

○臭化プロパンテリン錠

エスエス製薬 K K

2. 北陸製薬 K K

大日本製薬 K K

4. 第三製薬 K K

5. 東京田辺製薬 K K

6. 日本カプセルKK

7. 藤本製薬KK

8. KKイセイ

9. 太田製薬工業 K K

10. 福地製薬 K K

11. 日本医薬品工業 K K 12. 東京宝生製薬 K K

13. 合資会社模範薬品研究所 14. 保栄薬工 K K

15. ユニバーサル製薬 K K 16. 高田製薬 K K

17. 三丸製薬合資会社

18. KK東邦医薬研究所

19. 天洋社薬品工業 K K

○日本薬局方医薬品

「臭化プロパンテリン」

1. 三晃製薬工業 K K 2. 丸石製薬 K K

3. KKイセイ

4. エーザイKK

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. プロ・バンサイン顆粒

大日本製薬KK

2. プロ・バンサイン PA 3. 臭化プロパンテリン散

海外製薬KK

4. ブローネ散

三丸製薬合資会社

(以上4品目につき、発汗に随伴する種々の皮膚炎)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化プロパンテリン	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	矢にプロハンリリン	投与	チ法	経	П

用法及び用量

臭化プロパンテリンとして、通常成人1回15mgを1 日3~4回経口投与する。なお、年齢、症状により適 宜増減する。

〔徐放性製剤〕

臭化プロパンテリンとして、通常成人1回30mgを1

日2回経口投与する。なお,年齢,症状により適宜増減 する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが推定できるもの

下記疾患における分泌・運動亢進,並びに疼痛胃・十二指腸潰瘍、胃酸過多症,幽門痙攣、胃炎、腸炎、過敏大腸症(イリタブルコロン)、 膵炎、胆道ジスキネジー、夜尿症または遺尿症、 多汗症

(2) 有効と判定する根拠がないもの 発汗に随伴する種々の皮膚炎

ī. J

1錠中に1回投与量を越える量を含有する製剤には 有用性は認められない。

5. 臭化メタンテリン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. バンサイン

大日本製薬KK

2. バンサイン顆粒

(以上2品目につき,発汗に随伴する種々の皮膚炎)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化 メタンテリン	区	分	医療用車	単味剤
(一般名)	大にメタンテリン	投售	チ法	経	

用法及び用量

臭化メタンテリンとして,通常成人1回50mgを1日3~4回経口投与する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 下記疾患における分泌・運動亢進、並びに疼痛 胃・十二指腸潰瘍、胃酸過多症、幽門痙攣、 胃炎、腸炎、過敏大腸症(イリタブルコロン)、 膵炎、夜尿症または遺尿症、多汗症
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 発汗に随伴する種々の皮膚炎

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

1.	エース錠	小野薬品工業KK
2.	エース100倍散	"
3.	スコルジン錠	"
4.	スコルジン100倍顆粒	<i>II</i>
5.	スコルジン400倍顆粒	"
6.	C.M.スコポラ錠	K K陽進堂
7.	スコパラン錠	KK三恵薬品
8.	Mスコポラ散	共立薬品工業KK
9.	Mスコポラ錠	<i>II</i>

2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化メチルスコ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ポラミン	投与法	経口
	用法及び	用量	

臭化メチルスコポラミンとして、通常成人1回1.6 ~2.5mgを1日3~4回経口投与する。なお,年齢,症 状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

下記疾患における分泌・運動亢進、並びに疼痛 胃・十二指腸潰瘍, 胃酸過多症, 胃炎, 腸炎, 過 敏大腸症(イリタブルコロン)

6. 臭化メチルスコポラミン 7. 臭化メチルピペンゾラート

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

K 1. ピプタル 中外製薬KK

2. ピプタル錠

2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化メチルピペ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ンゾラート	投与法	経 口

用法及び用量

臭化メチルピペンゾラートとして、通常成人1日15 ~20mgを3~4回に分割経口投与する。なお、年齢、 症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

下記疾患における分泌・運動亢進, 並びに疼痛 胃・十二指腸潰瘍、胃炎、過敏大腸症(イリタブ ルコロン)

8. 臭化メペンゾラート

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. エフトロン

マルコ製薬 K K 1. マリジン散

2. エフトロン錠

3. トランコロン錠

2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化メペンゾラート	区	分	医療用単味剤	
(一般名)	臭化メヘングラート	投4	ラ法	経	
	田洋及水	EE -	 }		

臭化メペンゾラートとして,通常成人1回15mgを1 日3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増 減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの 過敏大腸症(イリタブルコロン)

9. ヨウ化イソプロパミド

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

住友化学工業KK

2. マリジンカプセル

藤沢薬品工業 K K 2. 各適応に対する評価判定

成分名	ヨウ化イソプロ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	パミド	投与	テ法	経	

用法及び用量

ヨウ化イソプロパミドとして,通常成人1回3mgを 1日2~3回経口投与する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

下記疾患における分泌・運動亢進, 並びに疼痛 胃・十二指腸潰瘍、胃炎、過敏大腸症(イリタブ ルコロン), 鼻炎に伴う鼻汁分泌

10. 塩酸ピペタナート

1, 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

- 1. 塩酸ピペサネート錠「エスエス」 エスエス製薬KK
- 2. ダンセット散(1%)

太田製薬KK

- 3. ダンセット糖衣錠 4. ピペネール錠
- 扶桑薬品工業KK
- 5. イペサネート顆粒

第三製薬 K K

- 6. ピペサン錠
- 日本医薬品工業KK
- 7. 塩酸ピペサネート錠「ヒタチ」 日本ケミファKK
- 8. 塩酸ピペサネート錠「純薬」 東亜薬品 K K

- 9. 塩酸ピペサネート錠「ニッシン」 日新製薬KK
- 10. 塩酸ピペサネート錠「ミタ」 東洋ファルマーKK
- 11. 塩酸ピペサネート散「ミタ」
- 12. 塩酸ピペサネート顆粒「アメル」 共和薬品工業 K K
- 13. 塩酸ピペサネート錠「アメル」
- 14. 塩酸ピペサネート散「アメル」
- 15. 塩酸ピペサネート顆粒(サカモト) KK阪本漢法製薬
- 16. 塩酸ピペサネート散(サカモト)
- 17. 塩酸ピペサネート錠 KK三和化学研究所

18. ノルチコン散 日本ユニバーサル薬品 K K

- 19. ノルチコン錠
- 20. 塩酸ピペサネート散「イセイ」 ΚΚイセイ
- 21. コントレム錠「イセイ」

- 22. コントレム錠「イセイ」
- 日清製薬KK

23. ピネサ錠

24. ピネサ顆粒

- 日本新薬KK
- 25. 塩酸ピペタネート 26. 塩酸ピペタネート錠

- 27. 塩酸ピペタネート散
- 28. ピネート錠 29. バラコン糖衣錠

藤本製薬KK

- 30. バラコン顆粒《フジモト》
- 31. クランフェン錠
- 新進医薬品工業KK

東京田辺製薬KK

- 32. クランフェン顆粒
- 33. クランフェン散
- 34. パーマ錠

35. ケンエーガストルーエ

- 長生堂製薬KK 健栄製薬KK
- 36. ピネトーア
- 東亜医薬品工業KK

- 37. ペンサネート錠 森下製薬KK
 - 38. マイピペン錠 前田薬品工業KK
 - 39. イミノン散 小野薬品工業KK
 - 40. イミノン錠
 - 41. 塩酸ピペサネート散 同仁医薬化工KK
 - 42. 塩酸ピペサネート顆粒
 - 43. ピペサゲン・A 海外製薬KK 44. 1%ピペサ散
 - 45. ピペサ錠 小林薬品工業KK
 - 46. 塩酸ピペサネート錠(ニッシン) 日新製薬KK
 - 47. ペサール錠 生晃栄養薬品KK
 - 48. ペサール顆粒
 - 49. リスベクト
 - 50. イノーマル 沢井製薬KK
 - 51. イノーマル細粒
 - 52. 塩酸ピペサネート錠カントウ 関東医師製薬KK
 - 53. 塩酸ピペサネート散カントウ
 - 54. 塩酸ピペサネート錠「共立」 共立薬品工業 K K
 - 55. 塩酸ピペサネート散「共立」
 - 56. ピペリマトール錠 寿製薬 K K
 - 57. 塩酸ピペサネート散「モハン」 合資会社模範薬品研究所
 - 58. 塩酸ピペサネート錠「モハン」
 - 59. 塩酸ピペサネート顆粒「モハン」
 - 60. オフテラ錠 北陸製薬KK
 - 61. オフテラ散
- 62. 塩酸ピペサネート
- 63. ダイピサート錠 大正薬品工業KK
- 2. 各適応に対する評価判定

区 分 医療用単味剤 成分名 塩酸ピペタナート (一般名) 投与法

用法及び用量

塩酸ピペタナートとして、通常成人1回3~6mgを 1日3回経口投与する。なお,年齢,症状により適 宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

過敏大腸症(イリタブルコロン)

泌尿生殖器官用剤評価結果 その1

1. オキシトシン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「オキシトシン注射液」

1. 日本臓器製薬 K K 2. K K フジラボラトリーズ

3. 三共 K K

4. 帝国臟器製薬 K K

5. 三全製薬 K K

6. 鶴原製薬KK

7. 富士製薬工業 K K 8. 同仁医薬化工 K K

9. 大鵬薬品工業 K K 10. 昭和薬品化工 K K

11. 持田製薬 K K

12. 日本有機薬品KK

13. 合資会社模範薬品研究所

14. 鐘紡KK

15. 小林化工KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	オキシトシン	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 	投与	法	注	射

用法及び用量

分娩誘発, 微弱陣痛

点滴静注法:オキシトシンとして,通常5~10単位 を5%ブドウ糖液等に混和し、点滴速度を毎分2 ~5ミリ単位から開始し、陣痛発来状況などを観 察しながら適宜増減する。なお、点滴速度は毎分 50ミリ単位をこえないようにすること。

皮下・筋注法:0.25~0.5単位から開始し,30~60分 ごとに投与し, 陣痛発来状況などを観察しながら 適宜増減する。

弛緩出血,子宮復古不全,胎盤娩出前後,流產,人工 妊娠中絶

筋注・静注法:5~10単位を筋肉内または静脈内に 緩徐に注射する。なお,必要に応じ点滴静注を行 i.

帝王切開術

筋注・静注法:同 -

子宮筋注法: 5~10単位を胎児の娩出後に子宮筋層 内へ直接投与する。

射乳促進

筋注・静注法: 1~2単位を授乳に先だって筋肉内 または静脈内注射する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが実証されているもの 子宮収縮の誘発、促進並びに子宮出血の治療の 目的で次の場合に使用する。

> 分娩誘発, 微弱陣痛, 胎盤娩出前後, 弛緩出血, 子宫復古不全,帝王切開術,流產,人工妊娠中絶

(2) 有効であることが推定できるもの 射乳促進

2. 脳下垂体後葉注射液

1. 総合評価判定

「有用性を示す根拠がないもの」と判定した製 品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売) 業者名

- 脳下垂体後葉注射液
- 1. 日本臓器製薬 K K 2. 帝国臓器製薬 K K
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	脳下垂体後葉注	区分	医療用単	味剤
(一般名)	射液 	投与法	注	射
	用 法 及 ひ	が 用 量		
Ar interest	- (+1/4			
各週灯	ふ (効能又は効果)	に対する記	平価判定	
	意	見		
下記の適	応については,有	効性は認め	られるが,	他
に適切な薬	剤があるので,有	用性は認め	られない。	

分娩誘発, 微弱陣痛, 弛緩出血, 子宫復古不全, 帝 王切開術

3. クエン酸オキシトシン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

ピトシン舌下錠

三共KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	クエン酸オキシ	区分	医療	用単	味剤
(一般名)	トシン	投与法		腔	内

用法及び用量

患者の反応に応じて投与するが、クエン酸オキシト シンとして, 通常最初に 100 単位(U.S.P.単位)を上臼 歯と頬との間に挿入し、30分後更に100単位(U.S.P. 単位)を投与する。

その後次表に従って30分間隔で希望する反応が得ら れるまで増量する。

陣痛が起らなくても投与総量が 4,400 単位(U.S.P. 単位)に達したときには投与を中止し、その日は分娩 誘発は断念すべきである。

時間 0 ½ 1 1½ 2 2½ 3 3½ 4 4½ 5 投与量 100 100 200 200 400 400 600 600 600 600 600 (U.S.P.単位)

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの

子宮収縮の誘発ならびに促進の目的で次の場合に使 用する。

分娩誘発, 微弱陣痛

4. マレイン酸エルゴメトリン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「マレイン酸エルゴメトリン錠」

1. 東宝薬品工業 K K

大興製薬KK

3. 高田製薬 K K

4. KK陽進堂

5. 参天製薬 K K

6. ビタカイン製薬KK

7. 共立薬品工業 K K

8. 辰巳化学 K K 10. 大鵬薬品工業 K K

9. 中北薬品KK

12. 鐘紡KK

11. 日新製薬 K K

14. 昭和薬品化工KK

13. 沢井製薬 K K 15. 長生堂製薬 K K

16. 保栄薬工KK

17. 同仁医薬化工KK

18. 富士製薬工業 K K

19. 杏林製薬 K K

20. 東洋ファルマー K K

21. 東京宝生製薬 K K

22. 明治薬品 K K

23. 小林化工KK

24. 鶴原製薬 K K

25. 福地製薬 K K

26. KKイセイ

27. アヅサ製薬 K K

28. 内外新薬 K K

29. 日新製薬 K K

「マレイン酸エルゴメトリン注射液」

1. 高田製薬 K K

2. 扶桑薬品工業 K K

3. ビタカイン製薬 K K

4. 共立薬品工業 K K

5. 大洋薬品工業 K K

6. 辰巳化学 K K

7. 北陸製薬 K K

8. 大鵬薬品工業 K K

9. 日新製薬 K K

10. 鐘紡KK

11. 沢井製薬 K K

13. 海外製薬 K K

12. 昭和薬品化工KK

14. 菱山製薬 K K

15. 同仁医薬化工KK

16. 富士製薬工業 K K

17. 杏林製薬 K K 19. 小林化工KK 18. 東京宝生製薬 K K

20. 鶴原製薬 K K

21. 武田薬品工業 K K

22. 森下製薬 K K

23. KKイセイ

24. アミノン製薬 K K

25. アヅサ製薬 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	マレイン酸エル	区分	医療用単味剤
(一般名)	ゴメトリン	投与法	経口,注射
	用法及び	用量	
(経口)			

マレイン酸エルゴメトリンとして,通常成人1回0.2 ~0.5mgを1日2~4回経口投与する。

(注射)

マレイン酸エルゴメトリンとして,通常成人1回0.2mg を皮下,筋肉内または静脈内注射する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

有効であることが実証されているもの

子宮収縮の促進ならびに子宮出血の予防及び治療の 目的で次の場合に使用する。

胎盤娩出後,子宮復古不全,流産,人工妊娠中絶 (注射)

有効であることが実証されているもの

子宮収縮の促進ならびに子宮出血の予防および治療の目的で次の場合に使用する。

胎盤娩出前後, 弛緩出血, 子宮復古不全, 帝王 切開術, 流產, 人工妊娠中絶

5. マレイン酸メチルエルゴメトリン

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「マレイン酸メチルエルゴメトリン錠」

1. テピック錠 フナイ薬品工業 K K

2. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠「東宝」

東宝薬品工業KK

3. テルパリン糖衣錠 日本ユニバーサル薬品 K K

4. メテナリン錠 帝国臓器製薬 K K

 5. マレイノール錠
 高田製薬KK

6. メルゴット 堀田薬品合成 K K

7. トルメリン錠 キッセイ薬品工業 K K

8. メテクリン 日清製薬 K K

9. エルパン S錠 関東医師製薬 K K

10. メリカット錠 太田製薬 K K

11. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠「ナカノ」

大洋薬品工業KK

12. メテルギン錠 三共 K K

13. ウルテオン錠「日医工」 日本医薬品工業 K K

14. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠

北陸製薬KK

15. エルゴス錠 岩城製薬 K K

16. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠「モチダ」

持田製薬KK

17. タキメトリン M錠 鐘紡 K K

18. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠 沢井製薬 K K

19. エルスパー A糖衣錠「フジモト」 藤本製薬 K K

20. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠「ドージン」

同仁医薬化工KK

21. マレイン酸メチルエルゴメトリン錠(フジ)

富士製薬工業KK

22. ライゴノビン錠 森下製薬KK

23. エルゴトン-M錠 アヅサ製薬 K K

24. メテルギン錠 サンド薬品 K K

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名[()内は「有効と判定する 根拠がないもの」と判定した適応] 1. テピック注

フナイ薬品工業KK

2. メテナリン

帝国臟器製薬KK

3. マレイノール注射液

高田製薬KK

4. メチルメトリン

宇治製薬KK

5. トルメリン注射液

キツセイ薬品工業KK

6. エルパン S注射液

関東医師製薬KK

7. メリカット注射液

太田製薬KK

8. マレイン酸メチルエルゴメトリン注射液「ナカノ」

大洋薬品工業KK

9. メテルギン注射液

三共KK

10. ウルテオン注「日医工」

日本医薬品工業KK

11. マレイン酸メチルエルゴメトリン注射液 北陸製薬 K K

12. エルゴス注射液

岩城製薬KK

13. マレイン酸メチルエルゴメトリン注射液「モチダ」

14. マレイン酸メチルエルゴメトリン注(フジ)

富士製薬工業KK

15. ライゴノビン

森下製薬KK

16. マレイン酸メチルエルゴメトリン注「ダイサン」

第三製薬KK

17. レボスパン注「イセイ」

KKイセイ

18. エルゴトン-M注射液

アヅサ製薬KK

19. メテルギン注射液

サンド薬品KK

(以上19品目につき、月経過多、不正子宮出血)

2. 各適応に対する評価判定

|マレイン酸メチル | 区 分 | 医療用単味剤 成分名 エルゴメトリン |投与法| 経口,注射 (一般名)

用法及び用量

(経口)

マレイン酸メチルエルゴメトリンとして、通常成人 1回0.125~0.25mgを1日2~4回経口投与する。なお, 症状により適宜増減する。

(注射)

マレイン酸メチルエルゴメトリンとして, 通常成人 1回0.1~0.2mgを静脈内注射するか,又は0.2mgを皮下, 筋肉内注射する。なお、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

有効であることが実証されているもの

子宮収縮の促進ならびに子宮出血の予防及び治療 の目的で次の場合に使用する

胎盤娩出後, 子宮復古不全, 流産, 人工妊娠中 絶

(注射)

(1) 有効であることが実証されているもの

子宮収縮の促進ならびに子宮出血の予防および 治療の目的で次の場合に使用する。

胎盤娩出前後, 弛緩出血, 子宮復古不全, 帝 王切開術, 流產, 人工妊娠中絶

(2) 有効と判定する根拠がないもの

月経過多, 不正子宮出血

6. 酒石酸エルゴタミン

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

○ 酒石酸エルゴタミン錠

エスエス製薬 K K

大興製薬K K

3. KK三和化学研究所 4. 高田製薬KK

5. 堀田薬品合成 K K

6. 日本カプセルKK

7. 共立薬品工業 K K

8. 辰巳化学 K K

9. 中北薬品KK

10. 日本医薬品工業 K K

11. 北陸製薬 K K

12. 大鵬薬品工業 K K

13. 日新製薬 K K

長生堂製薬 K K

15. 同仁医薬化工KK

17. 日新製薬 K K

16. 東洋ファルマーKK

18. アイン製薬 K K

19. 内外新薬 K K

20. 森下製薬 K K

21. 第三製薬 K K

22. アヅサ製薬 K K

○ 酒石酸エルゴタミン注射液

1. KK三和化学研究所 2. 高田製薬KK

3. 扶桑薬品工業 K K

4. 辰巳化学 K K

5. 日本医薬品工業 K K 6. 北陸製薬 K K

7. 大鵬薬品工業 K K

8. 日新製薬 K K

9. 同仁医薬化工KK

10. 森下製薬 K K

11. アヅサ製薬 K K

○日本薬局方医薬品

「酒石酸エルゴタミン」

北陸製薬KK

2) 「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

エルゴミンS顆粒

北陸製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	酒石酸エルゴタミン	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	個石酸エルコグミン	投出	与法	経口,	注射

用法及び用量

(経口)

酒石酸エルゴタミンとして,通常成人1回0.5~2mg を経口投与する。なお、症状に応じて30~40分ごとに 1 mgを追加投与する。この場合1日の投与量は6 mg. 1週間の投与量は10mgを超えてはならない。

(注射)

酒石酸エルゴタミンとして、通常成人1回0.25mgを 皮下または筋肉内注射する。なお、症状に応じて30~ 40分ごとに0.25mgを追加投与する。この場合1週間の 投与量は1mgを超えてはならない。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

片頭痛

音

- 1. 下記の適応については、有効性は認められるが、 他に適切な薬剤があるので、有用性は認められない。 胎盤娩出後, 子宫復古不全
- 2. 1アンプル中に1回投与量を超える量を含有する 製剤には有用性は認められない。

7. 硫酸スパルテイン

1. 総合評価判定

(販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

○ 硫酸スパルテイン注射液

- 1. 日本臓器製薬 K K
- 2. 高田製薬 K K
- 3. マルコ製薬 K K
- 4. 参天製薬 K K
- 5. 共立薬品工業 K K
- 6. 関東医師製薬 K K
- 7. 大洋薬品工業 K K
- 8. 辰巳化学 K K
- 9. 日本医薬品工業 K K 10. 北陸製薬 K K
 - 12. 大鵬薬品工業KK
- 11. わかもと製薬KK
- 13. 日本有機薬品KK
- 14. 日新製薬 K K
- 15. 合名会社别府温泉化学研究所
- 16. 海外製薬 K K
- 17. KK武田薬化学研究所
- 18. 菱山製薬 K K
- 19. 同仁医薬化工KK
- 20. 合資会社模範薬品研究所
- 21. 東京宝生製薬 K K
- 22. 鶴原製薬 K K
- 23. 光製薬 K K
- 24. 東亜製薬KK
- 25. KKイセイ
- 26. アミノン製薬KK
- 27. アヅサ製薬 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	硫酸スパルテイン	区分	医療用単味剤
(一般名)	明政スパルティン	投与法	注 射

用法及び用量

分娩誘発, 微弱陣痛

硫酸スパルテインとして、通常成人 1 回50~100 mg を筋肉内または皮下注射し, 陣痛発来状況などを観察 しながら反復投与する。

弛緩出血, 子宮復古不全, 人工妊娠中絶 硫酸スパルテインとして、通常成人1回50~100 mg を筋肉内または皮下注射する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

子宮収縮の誘発、促進並びに子宮出血の治療の目的 で次の場合に使用する。

分娩誘発, 微弱陣痛, 弛緩出血, 子宫復古不全, 人工妊娠中絶

8. キニーネの塩類

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「塩酸キニーネ」

- 三晃製薬工業 K K
- 宮澤薬品KK
- 3. 岩城製薬 K K
- 4. 保栄薬工KK
- 5. 中村繁
- 6. 東洋製薬化成KK
- 7. 黒石製薬 K K
- 8. KKイセイ
- 9. 純生薬品工業 K K

「硫酸キニーネ」

- 三晃製薬工業 K K
- 宮澤薬品KK
- 3. 岩城製薬 K K
- 4. 保栄薬工 K K
- 5. 東洋製薬化成 K K
- 6. 黒石製薬 K K
- 7. 純生薬品工業 K K
- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有用と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

塩酸キニーネ錠

日清製薬KK

(分娩誘発,熱性疾患時の解熱)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	キニーネの塩類	区分	医療用単味剤	
(一般名)	イー・ホッル無規	投与法	経 口	

用法及び用量

塩酸キニーネまたは硫酸キニーネとして、通常成人 1回0.5gを1日3回経口投与する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの マラリア
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 熱性疾患時の解熱

意

見

下記の適応については, 有効性は認められるが, 他 に適切な薬剤があるので、有用性は認められない。 分娩誘発

筋弛緩剤評価結果 その2

1. メフェネシン

1. 総合評価判定

「有用性を示す根拠がないもの」と判定した製 品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

メネシン錠

宇治製薬KK

- 0 メフェネシン
- 1. 中外製薬 K K
- 2. 天洋社薬品工業 K K
- 3. 小野薬品工業 K K
- 4. 京都薬品工業 K K
- 5. KK三和化学研究所 6. 字治製薬 KK
- 7. 三共 K K
- ○メフェネシン錠
- 1. 藤本製薬 K K
- 中外製薬 K K
- 3. 小野薬品工業 K K
- 4. 京都薬品工業 K K
- 5. 大鵬薬品工業 K K
- 6. KK三和化学研究所
- 7. 三共KK
- 長生堂製薬 K K
- ○メフェネシン注射液
- 1. 中外製薬 K K
- 2. 丸石製薬 K K
- 3. 小野薬品工業 K K
- 4. 京都薬品工業 K K
- 5. 大鵬薬品工業 K K
- 6. K K 三和化学研究所
- 7. 日新製薬 K K
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	メフェネシン	区分	医療用単味剤			
(一般名)	/ / ± * > /	投与法	経口, 注射			
	用法及び	用量				
各適品	 芯(効能又は効果)に	<u></u> こ対する記	 平価判定			
	意	見	*			
下記の適	応については、 有効	性は認め	られるが 他			

に適切な薬剤があるので、有用性は認められない。

運動器疾患に伴う有痛性痙縮 (腰背痛症, 頸肩腕症 候群, 肩関節周囲炎, 変形性脊椎症など)

2. メトカルバモール

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. カルキシン錠 関東医師製薬KK

2. カルキシン顆粒

3. メトカルバモール錠「アメル」 共和薬品工業 K K

4. メトカルバモール顆粒「アメル」

5. メトカール錠 大興製薬KK

6. メトカール顆粒

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. カルバメチン 宇治製薬KK

2. メトカルバモール注射液「ナカノ」

大洋薬品工業KK

高田製薬KK

3. メトカルバモール錠「ナカノ」

4. メトカルバモール顆粒「ナカノ」

5. メトカルバモール錠「ミタ」 東洋ファルマー K K

6. メトカルバモール注「ミタ」

14. ロバキシン顆粒

7. メトカルバール錠 日本製薬工業KK

8. メトカルバモール錠(阪急) 阪急共栄物産 K K

9. パルミタS錠 KK三和化学研究所

10. カルキシン注射液 関東医師製薬KK

11. レラキサント錠 12. ロイミール 新進医薬品工業KK

13. ロバキシン グレラン製薬KK

15. ロバキシン錠

16. ロバキシン注

17. オーラキシン錠 太田製薬KK

18. コリスパーM顆粒「ヒシヤマ」 菱山製薬 K K

19. コリスパーM錠「ヒシヤマ」

20. ニチラキシン S 日本医薬品工業KK 21. ニチラキシン注 日本医薬品工業 K K

22. メトカルバモール錠「イセイ」

KKイセイ

23. ノイラキシン

海外製薬KK

24. セルガピリン-D顆粒《フジモト》

藤本製薬KK

25. セチルミン-D錠《フジモト》

26. モノカルバン S錠

内外新薬KK

(以上26品目につき、神経痛、仮性近視)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メトカルバモール	区分	医療用単味剤
(一般名)	メトカルハモール	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

メトカルバモールとして,通常成人1日1.5~2.25gを 3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適 宜増減する。

ただし、小児は1日体重1kg当り60mgをこえてはな らない。

(注射)

メトカルバモールとして通常成人1回500mgを筋肉内 または静脈内注射する。なお、年齢、症状により適宜 増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 運動器疾患に伴う有痛性痙縮(腰背痛症,頸肩 腕症候群, 肩関節周囲炎, 変形性脊椎症など)
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 仮性近視, 神経痛

3. クロルゾキサゾン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. クロルゾキサゾンカプセル「サトウ」

佐藤薬品工業KK

2. ソラキシン顆粒

エーザイKK

○日本薬局方医薬品

「クロルゾキサゾン」

エーザイKK

「クロルゾキサゾン錠」

1. フラメンコ錠

扶桑薬品工業KK

2. クロルゾキサゾン錠「三恵」

K K三恵薬品

3. クロルゾキサゾン錠「ナカノ」 大洋薬品工業 K K

4. クロルゾキサゾン錠「サトウ」 佐藤薬品工業 K K

5. クロルゾキサゾン錠

天洋社薬品工業 K K

6. トランクロール

合資会社模範薬品研究所

7. トランクロールソフト

8. クレジニン錠

K K 三和化学研究所

9. メジン錠

山之内製薬KK

10. クロキシン

関東医師製薬KK

11. ラキサゾン錠

高田製薬KK

12. ソラキシン

エーザイKK

13. クロルゾキサゾン錠「ホエイ」

保栄薬工KK

14. スプタール

新進医薬品工業KK

15. クロルゾキサゾン錠「共立」

共立薬品工業KK

16. クロルゾキサゾン錠「アメル」 共和薬品工業 K K

17. ゼーデル A 18. スパキシン「コタニ」 持田製薬KK

日清製薬KK

19. パルキゾン

沢井製薬KK

20. クロゾリン錠「ニホン」

日本カプセルKK

21. コリスパー S錠 22. クロルゾキサゾン錠 菱山製薬 K K

23. ソラジン錠

東亜薬品KK

24. ニチラキシン

東宝薬品工業KK 日本医薬品工業KK

25. スラックシン錠「イセイ」

KKイセイ

26. ソラキサゾン錠

明治薬品KK

27. ホサニンT.P.L 錠 K K 武田薬化学研究所

28. クロゾキシン錠

三晃製薬工業KK

29. クロルゾン錠

大興製薬KK

30. クロルゾキサゾン錠「トーワ」

東和薬品KK

31. クロンキパール錠

大正薬品工業 K K

32. クルベンズキサン錠

KK陽進堂

33. セデコール T・P錠(フジモト)-2号 藤本製薬 K K

34. ゾキサロン錠

日新製薬KK

35. ソラキサゾン錠

長生堂製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	クロルゾキサゾン	区	分	医療用	単味剤
(一般名)		投!	与法	経	

用法及び用量

クロルゾキサゾンとして、通常成人1回200~400mgを1日3~4回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応 (効能乂は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 運動器疾患に伴う有痛性痙縮(腰背痛症, 頸肩 腕症候群, 肩関節周囲炎, 変形性脊椎症など)
- (2) 有効と判定する根拠がないもの パーキンソン症候群,脳卒中後遺症,髄膜炎後 遺症

4. カリソプロドール

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ソフボン錠

小野薬品工業KK

2. カリソプロドール錠「エスエス」 エスエス製薬 K K

3. ソーマニール錠(350瓱)

萬有製薬KK

4. ソーマニール錠(100mg)

"

5. レキサビン C錠

辰巳化学 K K

6. カリソプロドール

カーターウォーレスオーエスインク日本支店

7. カリソプシン

長生堂製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	カリソプロドール	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	77 7 7 7 11 70	投与	チ法	経	

用法及び用量

カリソプロドールとして,通常成人1回350mgを1日3~4回経口投与する。なお,年齡,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

運動器疾患に伴う有痛性痙縮(腰背痛症, 頸肩腕症 候群, 肩関節周囲炎, 変形性脊椎症など)

5. フェンプロバメート

1. 総合評価判定

1. アンセプロン錠

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

扶桑薬品工業KK

2.	フェンプロバメート錠	東洋ファルマーKK
3.	パルミタ錠	K K三和化学研究所
4.	スパントール錠	日本ケミファKK

5. カルバリール錠 ニチヤク K K

6. スパレストンコーワ 興和 K K

7. アクチファン錠
 8. スパルパン P
 済井製薬 K K

9. パラキック錠太田製薬 K K10. ネラキサン錠東宝薬品工業 K K

11. ストパール錠〈100mg〉 東洋醸造 K K

12. ストパール錠〈200mg〉 "

13. エクスタコール錠 日研化学 K K

 14. ゼーデル B
 持田製薬 K K

15. タタータン錠 日新製薬 K K

 16. フェンコール錠
 東和薬品KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	フェンプロバメート	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ノエンノロハメート	投与	チ法	経	П

用法及び用量

フェンプロバメートとして、通常成人 1 回 $200\sim400$ mg ϵ 1 日 3 回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

運動器疾患に伴う有痛性痙縮(腰背痛症,頸肩腕症 候群,肩関節周囲炎,変形性脊椎症など)

6. メシル酸プリジノール

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1.	ヂスメノール錠	東京田辺製薬KK
2.	ミタノリン錠	東洋ファルマーKK
3.	ミタノリン注	"
4.	ロイマカーン錠	鶴原製薬KK
5.	リメントール錠	日本薬品工業KK
6.	コンラックス錠	日本新薬KK
7.	コンラックス錠(2mg)	"
8.	コンラックス注	n
9.	ロキシーン錠	東菱薬品工業KK
10.	ロキシーン錠 2 mg	<i>II</i>
11.	ロキシーンカプセル	"
12.	ロキシーン注	<i>II</i>

13. シロキチール錠 日本商事 K K

14. ロイジノール錠 ゼリア新薬工業 K K

15. ロイジノール注 "

16. ポルラキシン錠 鐘紡 K K

17. チラシジン錠 菱山製薬 K K

18. トリラックス錠 東洋製薬化成 K K

19. トリラックス注射液

20. クニンガン錠 Κ Κ 東邦医薬研究所

21. ノンプレシン 東進ケミカルKK

22. ミオパノール注 小林化工KK

24. ゼーデル C錠 持田製薬 K K

25. ゼーデル C注射液

23. ミオパノール錠

26. プリキシン 日清製薬 K K

27. ゼンミコーン 全星薬品工業 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メシル酸プリジ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ノール	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

メシル酸プリジノールとして,通常成人1回4mgを 1日3回経口投与する。なお,年齢,症状により適宜 増減する。

(注射)

メシル酸プリジノールとして,通常成人1回2mgを 1日1回筋肉内または静脈内注射する。なお、年齢、 症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが推定できるもの

運動器疾患に伴う有痛性痙縮(腰背痛症,頸肩腕症 候群, 肩関節周囲炎, 変形性脊椎症など)

7. クロルメザノン

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「クロルメザノン」

クロールメザノン ウインスロップ・ラボラトリーズ

「クロルメザノン錠」

1. トランコパール錠100mg

ウインスロップ・ラボラトリーズ

2. トランコパール錠200mg

3. トランサネート 帝国臓器製薬KK

4. トランサネート200 5. アレミタル錠

全星薬品工業KK

6. クロルメザノン錠「アメル」 共和薬品工業KK

7. レリゾン錠 持田製薬KK

8. ミオレスペン錠 同仁医薬化工KK

9. トランコート 沢井製薬KK

10. トランコパール 第一製薬KK

11. トランコパール200mg

12. クロルメザノン錠《フジモト》 藤本製薬 K K

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アレミタル散

全星薬品工業KK

2. レリゾンカプセル

持田製薬KK 同仁医薬化工KK

3. ミオレスペンG 4. トランコパールG

第一製薬KK

5. クロルメザノン顆粒《フジモト》 藤本製薬KK (以上5品目につき,精神緊張症)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	クロルメザノン	区分	医療用単味剤
(一般名)		投与法	経 口

用法及び用量

クロルメザノンとして、通常成人1日200~600mgを 2~4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状によ り適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 運動器疾患に伴う有痛性痙縮(腰背痛症, 頸 肩腕症候群, 肩関節周囲炎, 変形性脊椎症など) 神経症における不安・緊張
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 精神緊張症

鎮痛剤評価結果 その3

1 アセトアミノフェン

2. フェナセチン

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「アセトアミノフェン」

- 岩城製薬KK
- 2. 荒川長太郎合名会社
- 3. 東洋製薬化成 K K
- 4. 保栄薬工KK
- 5. 山之内製薬 K K
- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕
- 1. ピレチノールシロップ

岩城製薬KK

2. ピリナジン錠

山之内製薬KK (以上2品目につき、急・慢性リウマチ、肩こり痛、 骨折痛)

2. 各適応に対する評価判定

成分名		区	分	医療用	単味剤
(一般名)	アセトアミノフエン	投-	ラ法	経	

用法及び用量

アセトアミノフェンとして、通常成人1回0.3~0.5 g1日1gを経口投与する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 感冒の解熱
- (2) 有効であることが推定できるもの 頭痛, 歯痛, 歯科治療後の疼痛, 耳痛, 咽喉痛, 症候性神経痛, 腰痛症, 筋肉痛, 打撲痛, 捻挫痛, 月経痛, 分娩後痛, 癌による疼痛
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 急・慢性リウマチ, 肩こり痛, 骨折痛

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「フェナセチン」

三晃製薬工業KK

- 高田製薬KK
- 3. 住友化学工業 K K
- 4. 丸石製薬 K K
- 5. 保栄薬工KK 7. 岩城製薬 K K
- 6. 鳥居薬品KK 8. 菱山製薬 K K
- 9. 黒石製薬 K K
- 10. 幸和薬品工業 K K
- 11. 東洋製薬化成 K K
- 12. 東京田辺製薬 K K
- 13. 昭和新薬 K K
- 14. 三輪薬品 K K
- 15. 中村繁
- 16. 神戸医師協同組合
- 17. 扶桑薬品工業 K K 18. 中北薬品 K K
- 19. 中央化学 K K
- 20. 共立薬品工業 K K
- 21. 山田製薬 K K
- 22. 純生薬品工業KK
- 23. 健栄製薬 K K
- 24. 山善薬品 K K
- 25. 小堺製薬 K K
- 26. 吉田製薬 K K
- 27. 月島薬品 K K
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	フェナヤチン	区分	医療用単味剤
(一般名)	/エリモデン	投与法	経 口
	用 法 及 び	用量	

フェナセチンとして、通常成人1回0.3~0.5g1日 1gを経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 感冒の解熱
- (2) 有効であることが推定できるもの 頭痛, 歯痛, 歯科治療後の疼痛, 耳痛, 咽喉痛, 症 候性神経痛, 腰痛症, 筋肉痛, 打撲痛, 捻挫痛, 月経痛, 関節痛
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 関節リウマチ, 肩こり痛, 骨折痛

3. アミノピリン

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「アミノピリン」

1. 第一製薬 K K

2. KK三恵薬品

3. 三晃製薬工業 K K

高田製薬KK

5. 住友化学工業 K K

丸石製薬 K K

7. 鳥居薬品KK

8. 保栄薬工KK

9. 岩城製薬 K K

10. 菱山製薬 K K

11. 黒石製薬 K K

幸和薬品工業KK

13. 東洋製薬化成 K K 14. 富士薬品工業 K K

17. 三輪薬品 K K

15. 東京田辺製薬 K K 16. 昭和新薬 K K

18. 中村繁

19. 神戸医師協同組合 20. 武田薬品工業 K K

21. 扶桑薬品工業 K K 22. 日本医薬品販売 K K

23. 中北薬品KK

24. 中央化学 K K

25. 共立薬品工業 K K

26. 山田製薬 K K

27. 健栄製薬 K K 29. 山善薬品 K K

28. 林薬品KK 30. 吉田製薬KK

31. 純生薬品工業 K K

- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕
- 1. アミノピリン坐薬小児用「エスエス」 エスエス製薬KK

2. ママレット A坐薬

昭和薬品化工KK

3. インスト坐薬

東亜栄養化学工業KK

4. サポジット

同仁医薬化工KK

5. オデシン A解熱坐薬

小野薬品工業KK

(以上5品目につき、乳幼児、小児の鎮痛)

6. アミノビリン錠

7. ママレット

昭和薬品化工KK

田辺源KK

8. アミノピリン錠

桑根製薬合名会社

(以上3品目につき,各種神経痛,生理痛,関節リ ウマチ等の鎮痛)

9. アミノピリン・ドライシロップ 同仁医薬化工 K K (各種神経痛における鎮痛)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	アミノピリン	区 分	医療用単味剤
(一般名)	7 5 7 6 9 2	投与法	経口,直腸

用法及び用量

(経口)

アミノピリンとして、通常成人1回0.1gを1日3回 経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

アミノピリンとして、通常、下記1日量を肛門内に 挿入する。なお、症状により適宜増減する。

乳 児 25~50mg

1~3歳未満 50mg

3歳以上 50~100mg

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが実証されているもの 感冒の解熱
- (2) 有効であることが推定できるもの 頭痛, 歯痛
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 各種神経痛、生理痛、関節リウマチ等の鎮痛 (直腸)
- (1) 有効であることが実証されているもの 乳幼児・小児の解熱
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 乳幼児・小児の鎮痛

見 意

長期連用は避けるべきである

4. ピラビタール

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「ピラビタール」

1. 第一製薬 K K

2. 三共 K K

3. 住友化学工業 K K

4. 丸石製薬 K K

5. 保栄薬工KK

6. 鳥居薬品 K K

7. 岩城製薬 K K

8. 菱山製薬 K K

9. 黒石製薬 K K

10. 藤永製薬KK

11. 昭和新薬KK

12. 日本医薬品工業 K K

13. 中北薬品KK

14. 中央化学 K K

15. 合資会社模範薬品研究所 16. KKイセイ

17. グレラン製薬 K K

18. 三晃製薬工業KK

19. 中村繁

20. 健栄製薬 K K

22. 三輪薬品KK

21. 山善薬品 K K 23. 東洋製薬化成KK

24. 山田製薬 K K

25. 高田製薬 K K

「ピラビタール錠」

1. 第一製薬 K K

2. 三共KK

3. 住友化学工業KK

4. 大鵬薬品工業 K K

5. 前田薬品工業 K K

6. 岩城製薬 K K

7. マルコ製薬 K K

8. 中央化学 K K

9. 合資会社模範薬品研究所 10. 大興製薬 K K

11. 明治薬品 K K

12. グレラン製薬 K K

14. 三輪薬品KK

13. 桑根製薬合名会社 15. 東洋製薬化成 K K

2)「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定

する根拠がないもの」と判定した適応]

グレラン顆粒

グレラン製薬KK

(関節痛,筋肉痛,肩こり痛,不安・不眠および乗 物酔の鎮静)

3)「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○ピラビタール注射液

1. 第一製薬 K K

日新製薬KK

3. 住友化学工業 K K

4、マルコ製薬 K K

5. 扶桑薬品工業 K K

6. 日本医薬品工業KK

7. 合資会社模範薬品研究所 8. 北陸製薬 K K

9. KKイセイ

10. 東洋製薬化成KK

11. 大鵬薬品工業KK

12. KK大塚製薬工場

13. 大洋薬品工業 K K

14 高田製薬 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ピラビタール	区分	医療用単味剤
(一般名)		投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

ピラビタールとして、通常成人1回0.3~0.6gを1 日1~3回経口投与する。なお、年齢、症状により適 宜増減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることか実証されているもの 頭痛、歯痛、術後疼痛
- (2) 有効であることが推定できるもの 感冒の解熱, 咽喉痛、眼痛, 耳痛, 症候性神経 痛, 腰痛症, 月経痛, 打撲痛, 捻挫痛, 骨折痛
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 関節痛,筋肉痛,肩こり痛,不安,不眠および 乗物酔の鎮静

- 1. ウレタンを含有している注射剤の有用性はすでに 否定されている。
- 2. 長期連用は避けるべきである。
- (注) ウレタン含有注射剤については、昭和50年7月、 回収措置かとられている。

5. ミオセダン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

ミオセダン注射液

京都薬品工業KK

(急性・亜急性・慢性リウマチ様関節炎等12適応)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ミオセダン	区分	医療用単味剤
(一般名)	: 1 2 2 2	投与法	注 射

用法及び用量

ミオセダンとして,通常成人1回0.75~1.25gを連 日または隔日に筋肉内注射する。なお, 年齢, 症状に より適宜増減する。

ただし、本剤は経口投与が不可能な場合にのみ使用 し、経口投与が可能になった場合にはすみやかに経口 投与にきりかえるべきである。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの
 - 腰痛症, 肩胛関節周囲炎, 症候性神経痛, 打撲 痛,捻挫痛,骨折痛
- (2) 有効と判定する根拠がないもの

急性・亜急性・慢性リウマチ様関節炎、その他 の関節炎, 椎間板障害, 変形性脊椎症, 変形性関 節症, 脊椎過敏症, 多発性神経炎, 神経叢神経炎, 打撲・ねんざ・骨折などの外傷による筋強直、脊 椎骨折による筋強直、脊椎カリエス, 急性感冒に 伴う四肢痛・筋肉痛・関節痛

> 見 意

長期連用は避けるべきである。

6. ミグレニン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「ミグレニン」

第一製薬KK

- 2. 三晃製薬工業 K K
- 3. 住友化学工業 K K
- 4. 丸石製薬 K K
- 5. 保栄薬工KK
- 6. 鳥居薬品KK
- 7. 岩城製薬 K K
- 8. 菱山製薬KK
- 9. 黒石製薬 K K
- 10. 東洋製薬化成KK
- 11. 武田薬品工業 K K
- 12. 中央化学 K K
- 13. 中村繁
- 14. 健栄製薬 K K
- 15. 神戸医師協同組合
- 16. 山田製薬 K K
- 17. 山善薬品 K K
- 18. 東海製薬 K K
- 19. 中北薬品 K K
- 20. 高田製薬 K K

「ミグレニン錠」

- 1. 田辺源 K K
- 2. 中外製薬 K K
- 3. 桑根製薬合名会社
- 4. 中北薬品KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ミグレニン	区	分	医療用	月単味剤
(一般名)	ミグレニン	投与	チ法	経	

用法及び用量

ミグレニンとして,通常成人1日1.0gを2~3回に 分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減 する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 神経痛

意

見

長期連用は避けるべきである。

7 スルピリン

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「スルピリン」

1. 第一製薬 K K

2. KK三惠薬品

3. 三晃製薬工業KK

4. 高田製薬 K K

5. 住友化学工業 K K

6. 丸石製薬 K K

7. 保栄薬工KK

8. 前田薬品工業 K K

9. 鳥居薬品 K K

10. 岩城製薬 K K

11. マルコ製薬 K K

13. 黒石製薬 K K

12. 菱山製薬 K K

15. 東洋製薬化成KK

14. 幸和薬品工業 K K

16. 富士薬品工業 K K

17. 昭和新薬KK

18. 三輪薬品KK

19. 中村繁

20. 海外製薬 K K

21. 神戸医師協同組合

22. 武田薬品工業 K K

23. 扶桑薬品工業 K K

24. 日本医薬品工業 K K

25. 中北薬品 K K

26. 中央化学 K K

27. 共立薬品工業 K K

28. 合資会社模範薬品研究所

29. 山田製薬 K K

30. KKイセイ

31. 東海製薬 K K

32. 吉田製薬 K K

33. 安藤 製薬 K K

34. 純生薬品工業 K K

35. 日本ユニバーサル 薬品KK

36. 健栄製薬 K K

37. 山善薬品 K K

「スルピリン注射液」

1. 第一製薬 K K

2. 日新製薬 K K

3. 関東医師製薬 K K

4. 光製薬 K K

5. アミノン製薬 K K

6. 高田製薬 K K

7. KK三和化学研究所

8. 東京宝生製薬 K K

9. 東洋ファルマーKK

10. 住友化学工業 K K

11. 丸石製薬 K K

12. 小林製薬工業 K K

13. 大鵬薬品工業 K K

14. 岩城製薬 K K

15. マルコ製薬 K K

17. 合名会社 别府温泉化学研究所

16. 荒川長太郎合名会社 18. 東洋製薬化成 K K

19. 菱山製薬 K K

20. 海外製薬 K K

21. 東邦薬品 K K

23. 武田薬品工業 K K

22. 辰巳化学 K K

24. 日本医薬品工業 K K

25. 沢井製薬 K K

26. 京都薬品工業 K K

27. 共立薬品工業 K K

合資会社 模範薬品研究所 28.

29. 大和化成工業 K K

30. ヤシマ化学 K K

31. 中外製薬 K K

32. 北陸製薬 K K

33. KK武田薬化学研究所 34. KKイセイ

35. 明治薬品 K K

36. 小浅製薬 K K

37. 杏林製薬KK

38. 大洋薬品工業 K K

39. 扶桑薬品工業 K K

40. KK大塚製薬工場

2)「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

スルピリンシロップ

エスエス製薬KK

(耳痛)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	7 N 19 H N	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	スルピリン	投与	-法	経口,	注射

用法及び用量

(経口)

スルピリンとして, 通常成人1回0.3gを1日3回経 口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

スルピリンとして通常成人1回0.25~0.5gを1日1~ 2回皮下または筋肉内注射する。なお、年齢、症状に より適宜増減する。

ただし、鎮痛の目的に使用する場合には経口投与が 不可能な場合にのみ使用し、経口投与が可能になった 場合にはすみやかに経口投与にきりかえるべきである。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

(1) 有効であることが実証されているもの 感冒の解熱

(2) 有効であることが推定できるもの 頭痛, 歯痛

(3) 有効と判定する根拠がないもの 筋肉リウマチ, 関節リウマチ, 多発性関節炎, 筋炎、神経痛、腰痛、胸痛、耳痛、胆石痛、腎石 痛、モルヒネ中毒

(注射)

(1) 有効であることが実証されているもの 緊急に解熱を必要とする場合

(2) 有効であることが推定できるもの 関節痛, 腰痛症, 術後疼痛

(3) 有効と判定する根拠がないもの 筋肉リウマチ, 関節リウマチ, 多発性関節炎, 筋炎,神経炎,胸痛,頭痛,歯痛,耳痛,胆石痛,

> 見 意

長期連用は避けるべきである。

腎石痛, モルヒネ中毒

8. ニコチノイルアミノアンチピリン 28. ナイアピリン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. ニコチノイル錠

日新製薬KK

2. ニカゾリジン錠

キッセイ薬品工業KK

3. ナイアネート

KK陽進堂

4. セデナール・D錠

5. リウマピリン N顆粒

大正薬品工業KK 日本医薬品工業KK

6. リウマピリン N錠

7. ニコチピリン

長生堂製薬KK

8. ニコチピリン顆粒 9. ニカゾリール顆粒

第三製薬KK

10. チロス N

日清製薬KK

11. トロムロイマン糖衣錠

マルコ製薬KK

12. トロムロイマン錠

13. トロムロイマン

14. ニコチノピリン

15. ニコチノピリン糖衣錠

合資会社模範薬品研究所

16. セベリン

17. 腸溶性セベリン

18. ニコピリン錠

北陸製薬KK

19. ニコアゾリン錠「イセイ」

KKイセイ

(以上19品目につき、関節炎、関節リウマチ)

20. ボントラーム末

KK三和化学研究所

21. ボントラーム錠

(以上2品目につき、関節リウマチ、筋肉リウマチ、 神経炎)

22. サンサール

東京宝生製薬KK

23. シンピリン錠

昭和新薬KK

24. ニコデゾン錠 エスエス製薬KK (以上3品目につき,関節炎,関節リウマチ,筋肉 リウマチ、神経炎)

- 25. ニコチノイル-4-アミドアンチピリン錠 竹島製薬 K K
- 26. ニコチリン 理研新薬KK
- 27. ニコチピリン錠「純薬」 東亜薬品KK (以上3品目につき,関節炎,関節リウマチ,筋肉 リウマチ)

岩城製薬KK (関節炎、関節リウマチ、骨関節炎)

29. アンチネート錠

KK三恵薬品

30. オルピリン錠

共立薬品工業KK

(以上2品目につき、関節炎、関節リウマチ、筋肉 リウマチ,神経炎,骨関節炎)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ニコチノイルアミ	区分	医療用単味剤	1
(一般名)	ノアンチピリン	投与法	経 口	

用法及び用量

ニコチノイルアミノアンチピリンとして,通常成人1 回200~400mgを1日2~3回経口投与する。なお、年 齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 症候性神経痛, 筋肉痛, 腰痛症
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 関節炎, 関節リウマチ, 神経炎, 筋肉リウマチ, 骨関節炎

音

見

長期連用は避けるべきである。

クロロキン製剤評価結果

1. オロチン酸クロロキン

1. 総合評価判定

- 1) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有用と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕
- 1. キドラ糖衣錠

小野薬品工業KK

- 2. キドラ錠
- 3. キドラ2倍顆粒

(以上3品目につき、てんかん、慢性腎炎・妊娠腎による尿蛋白の改善、気管支喘息)

2) 「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

キドラ注射液

小野薬品工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	オロチン酸クロ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ロキン	投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

慢性関節リウマチに使用する場合

本剤は他の薬剤が無効な場合にのみ使用すること。 オロチン酸クロロキンとして、通常成人初期1日600 咽を標準として経口投与し、年齢、症状により適宜増減する。効果があらわれたら(通常1~3ヵ月後)減量し、維持量として1日200~400gを経口投与する。 なお、投与開始後3~6ヵ月たっても効果があらわれない場合は投与を中止すること。

その他の場合

オロチン酸クロロキンとして、通常成人1日200~600 mgを 2~4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、体量 1 kg あたり 1日 9 mg を超えないことが望ましい。また慢性円板状エリテマトーデス、慢性多形日光疹に使用する場合には、他の薬剤が無効な場合にのみ使用し 1~2ヵ月以内に効果があ

らわれない場合には投与を中止すること。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが実証されているもの 慢性関節リウマチ
- (2) 有効であることが推定できるもの 慢性円板状エリテマトーデス,慢性多形日光疹
- (3) 有効と判定する根拠がないもの てんかん

(注射)

有効と判定する根拠がないもの 慢性円板状エリテマトーデス, 気管支炎

意 見

経口投与による下記の適応については、有効性は認められるが、有効性と副作用を対比したとき、副作用が上回る場合があるので、有用性は認められない。 慢性腎炎・妊娠腎による尿蛋白の改善、気管支喘息

2 リン酸クロロキン

1. 総合評価判定

1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

グロコーゲン注

合資会社模範薬品研究所

○リン酸クロロキン

藤永製薬KK

○リン酸クロロキン錠

1. 東宝薬品工業 K K

2. 吉富製薬 K K 3. 小林化工KK 4. 藤永製薬 K K

5. 日本商事 K K

6. 小野薬品工業 K K

8. 大洋薬品工業 K K

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

レゾヒン注射液

吉富製薬KK

(エリテマトーデス)

2. 各適応に対する評価判定

成分名		区	分	医療用	単味剤
(一般名)	リン酸クロロキン	投与	·法	経口,	注射

用法及び用量

(経口)

マラリアに使用する場合

リン酸クロロキンとして,通常成人第1日目は初回 1000mg. 6 時間後に第2回目500mgを経口投与する。第 2日日、第3日目は1日1回500mgを経口投与する。症 状が回復した後は必要に応じ週1回500 mgを経口投与 する。

慢性関節リウマチに使用する場合

本剤は他の薬剤が無効な場合にのみ使用すること。 リン酸クロロキンとして,通常成人初期1日500 mg を標準として経口投与し, 年齢, 症状により適宜増減 する。効果があらわれたら(通常1~3ヵ月後)減量 し、維持量として1日150~350mgを経口投与する。な お、投与開始後3~6ヵ月たっても効果があらわれな い場合は投与を中止すること。

その他の場合

リン酸クロロキンとして、通常成人1日150~500mg

を2~4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状に より適宜増減するが体重1kgあたり1日7mgを超えな いことが望ましい。また慢性円板 状エリテマトーデス, 慢性多形日光疹に使用する場合には、他の薬剤が無効 な場合にのみ使用し、1~2ヵ月以内に効果があらわ れない場合には投与を中止すること。

(注射)

リン酸クロロキンとして,通常成人1回500 mgを1 日1~2回500 mlのリンゲル液に溶かし、緩徐に点滴 静注する。

なお, 本剤は意識不明の患者にのみ使用し, 意識が 回復したらすみやかに経口投与にきりかえるべきであ

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが実証されているもの マラリア,慢性関節リウマチ,ランブリア症
- (2) 有効であることか推定できるもの 慢性円板状エリテマトーデス、慢性多形日光疹
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 紅斑, 酒さ, アトピー性皮膚炎, アレルギー性 炎症性皮膚炎、気管支炎、てんかん

(注射)

- (1) 有効であることが推定できるもの マラリア
- (2) 有効と判定する根拠がないもの エリテマトーデス

音 見

経口投与による下記の適応については、有効性は認 められるが、有効性と副作用を対比したとき、副作用 が上回る場合があるので、有用性は認められない。

急性腎炎・慢性腎炎・妊娠腎による尿蛋白の改善, ネフローゼ, 気管支喘息

小林化工 K K

3. コンドロイチン硫酸クロロキン 4. 硫酸ヒドロキシクロロキン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有用と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

CQC錠

科研薬化工KK

(アトピー性皮膚炎,アレルキー性炎症性皮膚炎、腎炎に よる尿蛋白の改善, ネフローゼ)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	コンドロイチン	区 分	医療用単味剤
(一般名)	硫酸クロロキン	投与法	経口

用法及び用量

慢性関節リウマチに使用する場合

本剤は他の薬剤が無効な場合にのみ使用すること。 コンドロイチン硫酸クロロキンとして, 通常成人初 期1日1500mgを標準として経口投与し、年齢、症状に より適宜増減する。効果があらわれたら(通常1~3 カ月後)減量し、維持量として1日600~900mgを経口 投与する。なお、投与開始後3~6ヵ月たっても効果 があらわれない場合は, 投与を中止すること。 その他の場合

コンドロイチン硫酸クロロキンとして,通常成人1 日600~1200mgを 2~4回に分割経口投与する。なお年 齢,症状により適宜増減するが,体重1kgあたり1日 30mgを超えないことが望ましい。また慢性円板状エリ テマトーデス,慢性多形日光疹に使用する場合には, 他の薬剤が無効な場合にのみ使用し、1~2ヵ月以内 に効果があらわれない場合には投与を中止すること。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 慢性関節リウマチ
- (2) 有効であることが推定できるもの 慢性円板状エリテマトーデス、慢性多形日光疹
- (3) 有効と判定する根拠がないもの アトピー性皮膚炎, アレルギー性炎症性皮膚炎

見

下記の適応については、有効性は認められるが、有 効性と副作用を対比したとき, 副作用が上回る場合が あるので,有用性は認められない。

腎炎による尿蛋白の改善、ネフローゼ

1. 総合評価判定

3. オキシキン錠

「適応の一部について有用性が認められるも と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販 売)業者名〔()内は「有用と判定する根拠が ないもの」と判定した適応]

1. キンテリア錠 KK三和化学研究所

2. サンロップS KK陽准堂

4. サクロキン錠 日本商事KK

5. ロイマジャストCQ 堀田薬品合成KK

6. リウマピリンS・Q錠 日本医薬品工業KK

(以上6品目につき、腎炎による尿蛋白の改善)

7. エルコクイン錠 塩野姜製薬KK

8. ヒドロキン錠 小林薬品工業KK

9. ワセドミン錠 幸和薬品工業KK

10. プラキニール錠 山之内製薬KK (以上4品目につき、腎炎による尿蛋白の改善、ネ フローセ)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	硫酸ヒドロキシク	区分	医療用単味剤
(一般名)	ロロキン	投与法	経口

用法及び用量

マラリアに使用する場合

硫酸ヒドロキシクロロキンとして, 通常成人第1日 目は初回800mg, 6時間後に第2回目400mgを経口投与 する。第2日目、第3日目は1日1回400 mgを経口投 与する。症状が回復した後は必要に応じ週1回400 mg を経口投与する。

慢性関節リウマチに使用する場合

本剤は他の薬剤が無効な場合にのみ使用すること。 硫酸ヒドロキシクロロキンとして, 通常成人初期1 日400 mgを標準として経口投与し、年齢、症状により 適宜増減する。効果があらわれたら(通常1~3ヵ月後) 減量し、維持量として1日100~300 mgを経口投与する。

なお、投与開始後3~6ヵ月たっても効果があらわ れない場合は、投与を中止すること。

その他の場合

硫酸ヒドロキシクロロキンとして、通常成人1日100 ~400mgを2~4回に分割経口投与する。なお年齢, 症状により適宜増減するが、体重1kgあたり1日6mg を超えないことが望ましい。また慢性円板状エリテマトーデス、慢性多形日光疹に使用する場合には、他の薬剤が無効な場合にのみ使用し、1~2ヵ月以内に効果があらわれない場合には投与を中止すること。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの マラリア、慢性関節リウマチ、ランブリア症
- (2) 有効であることが推定できるもの 慢性円板状エリテマトーデス,慢性多形日光疹

5

下記の適応については、有効性は認められるが、有 効性と副作用を対比したとき、副作用が上回る場合が あるので、有用性は認められない。

腎炎による尿蛋白の改善, ネフローゼ

金 製 剤 評 価 結 果

1. 金チオリンゴ酸ナトリウム

2. 金チオグルコース

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. キドン注射液1号

小野薬品工業KK

2. キドン注射液2号

3. キドン注射液3号

日本シェーリングKK

4. キドン注射液4号

5. シオゾール

塩野義製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成	分	名	金チオリン	ゴ酸ナ	区	分	医療用具	单味剤
(般名)	トリウム	1	投与	 }法	注	射

用法及び用量

① 下記の方法により、本剤を金チオリンゴ酸ナトリ ウムとして10mgから増量,毎週もしくは隔週に1回筋 肉内注射するが,この間に効果発現をみた場合には適 当な最低維持量の投与を継続する。

②~1. 徐々に増量する方式

第1~4週1回10mg

第5~8週1回25mg

第9~12週1回50mg

第13週以降1回50mg場合によっては100mg

②-2. 比較的急速に増量する方式

初期量

1 回10mg

2 週間目 1 回25mg

3 週間目以降 1 回50mg場合によっては100mg

③ ただし、上記の用法・用量は大体の基準を示すも のであり、年齢、体重、体質および症状に応じて適宜 増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 慢性関節リウマチ

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ロモゾール10

塩野義製薬KK

2. ロモゾール50

3. ゾルガナールB1号

4. ゾルガナールB2号

5. ゾルガナールB3号

6. ゾルガナールB4号

7. ゾルガナールB5号

2. 各適応に対する評価判定

ſ	成分名	金チオグルコース	区分	医療用単味剤
	(一般名)	並りオクルコース	投与法	注 射

用法及び用量

慢性関節リウマチに使用する場合

- ① 下記の方法により、本剤を金チオグルコースとし て10mgから増量、毎週もしくは隔週に1回筋肉内注 射するが、この間に効果発現をみた場合には適当な 最低維持量の投与を継続する。
- ②~1. 徐々に増量する方式

第1~4週1回10mg

第5~8週1回25mg

第9~12週1回50mg

第13週以降1回50mg場合によっては100mg

②~2. 比較的急速に増量する方式

1 □10mg 初期量

1 回25mg

3 週間目以降 1 回50mg場合によっては100mg

③ ただし、上記の用法・用量は大体の基準を示すも のであり、年齢、体重、体質および症状に応じて適 宜増減する。

気管支喘息に使用する場合

① 本剤は1週間ごとに下記量を筋肉内注射する。

第1~10週1回10mg

第11~20週1回25mg

第21~30调 1 回50mg

第31週以降1回100mg

- ② 上記方法により、本剤の投与量を、金チオグルコースとして10mgから100mgまで毎週徐々に増量注射するが、この間効果発現を認めた場合には、適当な最低維持量を投与する。
- ③ 上記方法により十分な効果が得られない場合, さらに1回150 mgを投与してもよいが, 大量を使用する場合には, 使用上の注意に示す副作用が起りやすいので, 十分な観察が必要である。
- ④ ただし、上記の用法・用量は大体の基準を示すものであり、年齢、体重、体質および症状に応じて適宜増減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 慢性関節リウマチ
- (2) 有効であることが推定できるもの 気管支喘息

精神神経用剤評価結果 その 6

1. 臭化ナトリウム

1. 総合評価判定

名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「臭化ナトリウム」

- 1. 保栄薬工KK
- 2. 山善薬品 K K
- 3. 東洋製薬化成KK
- 4. 扶桑薬品工業 K K
- 5. 山田製薬 K K
- 6. KK大塚製薬工場
- 7. 大鵬薬品工業 K K
- 8. 東海製薬 K K
- 9. 東京田辺製薬 K K
- 10. 黒石製薬 K K
- 11. 三晃製薬工業 K K
- 12. 国産化学 K K
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名		区 分	医療用単味剤
(一般名)	臭化ナトリウム	投与法	経口, 注射

用法及び用量

臭化ナトリウムとして、通常成人1回0.5~1gを1 日3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増 減する。

(注射)

臭化ナトリウムとして, 通常成人1回0.2~1gを1 日1~3回静脈内注射する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 不安緊張状態の鎮静, 小児の難治性てんかん
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 妊娠悪阻,神経性嘔吐,手術後の嘔吐

2. 臭化カリウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品 1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「臭化カリウム」

- 1. 黒石製薬 K K
- 三晃製薬工業 K K
- 3. 吉田製薬 K K
- 4. 保栄薬工KK
- 5. 山善薬品 K K
- 6. 東洋製薬化成 K K
- 7. 扶桑薬品工業 K K
- 8. 山田製薬 K K
- 9. KK大塚製薬工場
- 10. 岩城製薬 K K
- 11. 大鵬薬品工業 K K
- 12. 東海製薬 K K
- 13. 東京田辺製薬 K K 14. 国産化学 K K

 - 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

K.B.R 腸溶錠

丸石製薬KK

(神経性嘔吐,手術後の嘔吐)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化カリウム	区分	医療用単味剤
(一般名)	美化カリリム	投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

臭化カリウムとして、通常成人1回0.5~1gを1日 3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減 する。

(注射)

臭化カリウムとして、通常成人1回0.2~1gを1日 1~3回静脈内注射する。なお、年齢、症状により適 宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 不安 緊張状態の鎮静, 小児の難治性てんかん,
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 妊娠悪阻,神経性嘔吐,手術後の嘔吐

3. 臭化カルシウム

1. 総合評価判定

名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「臭化カルシウム」

- 1. 中外製薬 K K
- 2. 扶桑薬品工業KK
- 3. KK大塚製薬工場
- 4. 大鵬薬品工業 K K
- 5. 三晃製薬工業 K K 6. 国産化学 K K
- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕
- 1. ブロカル注射液

光製薬KK

2. 臭化カルシウム注射液2%

日新製薬KK

- 3. 臭化カルシウム注射液 3% 4. ブロカグルノン注射液
- 扶桑薬品工業KK
- 5. 臭化カルシウム注射液 "フソー"
- 6. ブロカル注「オーツカ」 7. 3%ブロカル注「オーツカ」
- KK大塚製薬工場
- 8. ブロカ糖注「オーツカ」
- 9. ブロカ糖注射液「イセイ」

KKイセイ

- 10. 臭化カルシウム注射液「イセイ」 (以上10品目につき、妊娠悪阻等6適応)
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	臭化カルシウム	区	分	医療用単味剤
(一般名)	美化ガルンリム	投与	チ法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

臭化カルシウムとして,通常成人1回0.5~1gを1日3 回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。 (注射)

臭化カルシウムとして,通常成人1回0.2~0.6gを1日1~ 2回静脈内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 不安緊張状態の鎮静、小児の難治性てんかん
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 妊娠悪阻,神経性嘔吐,手術後の嘔吐,蕁 麻疹,湿疹,瘙痒症

4. 抱水クロラール

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「抱水クロラール」

- 1. 保栄薬工KK 2. 三晃製薬工業KK
- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 する根拠がないもの」と判定した適応〕

抱水クロラールカプセル「オノ」 小野薬品工業 K K (鎮静,鎮痙)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	抱水クロラール	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	地水ノロノール	投上	チ法	経	

用法及び用量

抱水クロラールとして、通常成人1回0.5gを1日 3回経口投与する、なお、年齢、症状により適宜増減 する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 不眠症
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 鎮静, 鎮痙

5. リン酸トリクロルエチルナトリウム 6. ブロムワレリル尿素

名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 1)「有用性が認められるもの」と判定した製品 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

1. トリクロリール錠

鳥居薬品KK

KKグラクソ不二薬品研究所

○日本薬局方医薬品

1. 総合評価判定

「ブロムワレリル尿素」 三輪薬品KK

2. 高田製薬 K K

3. 日新製薬 K K

4. 保栄薬工KK

5. 幸和薬品工業 K K

6. 神戸医師協同組合

7. 山善薬品KK

8. 東洋製薬化成 K K

9. 扶桑薬品工業 K K

10. 武田薬品工業 K K

11. 合資会社模範薬品研究所 12. 日本新薬KK

13. 山田製薬 K K

14. 岩城製薬 K K

15. K K 三恵薬品

16. 富山化学工業 K K

17. 菱山製薬 K K

18. 中村 繁

19. 純生薬品工業 K K

20. 中北薬品KK

21. 丸石製薬 K K

22. 黒石製薬 K K

23. 三晃製薬工業 K K

24. 吉田製薬KK

25. 中央化学 K K

「ブロムワレリル尿素錠」

三輪薬品KK

2. 東洋製薬化成KK

3. 武田薬品工業 K K

日清製薬KK

5. 合資会社模範薬品研究所 6. 日本新薬 K K

7. 富山化学工業 K K

8. 大正製薬 K K

9. 大鵬薬品工業 K K

2)「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

ボーミン

日新製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ブラ・ロい川ヶ民書	区分	医療用単味剤
(一般名)	ブロムワレリル尿素	投与法	経口,注射
	= \(\text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tinit}\\ \text{\tin}\titt{\text{\tin}\tint{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texitt{\texi}\titt{\text{\text{\texi\tint{\tiin}\tiint{\text{\ti}}\tinttitex{\tiint{\text{\tinit}\tint{\text{\tii}}\ti		

用法及び用量

(経口)

不眠症には、ブロムワレリル尿素として、通常成人 1日1回0.5~0.8gを就寝前または就寝時経口投与する。 不安緊張状態の鎮静には、ブロムワレリル尿素とし て, 1日0.6~1.0gを3回に分割経口投与する。 なお, 年齢, 症状により適宜増減する。

2. トリクロリールシロップ

3. トリクロリル錠

4. トリクロリールシロップ

2. 各適応に対する評価判定

区 分 医療用単味剤 成分名 リン酸トリクロル エチルナトリウム (一般名) 投与法

用法及び用量

(錠剤)

モノソジウムトリクロルエチルホスフェイトとして, 通常成人1回1g, 時として1.5~2gを就寝前に経口 投与する。なお、幼小児は年齢により適宜減量する。 (シロップ剤)

モノソジウムトリクロルエチルホスフェイトとして, 通常成人1回1~2gを就寝前または検査前に経口投 与する。幼小児は年齢により適宜減量する。なお、患 者の年齢及び状態、目的等を考慮して、20~80mg/kg を標準とし、総量2gを超えないようにする。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(錠剤)

有効であることが推定できるもの 不眠症

(シロップ剤)

- (1) 有効であることが実証されているもの 脳波・心電図検査などにおける睡眠
- (2) 有効であることが推定できるもの 不眠症

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが実証されているもの 不眠症
- (2) 有効であることが推定できるもの 不安緊張状態の鎮静
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 乗物酔またはその予防

(注射)

有効と判定する根拠がないもの 妊娠悪阻,乗物酔等の嘔吐

7. エスクロルビノール

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. ノステル

大日本製薬KK

2. アルビノール

台糖ファイザーKK

(以上2品目につき,手術前の鎮静)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	エスクロルビノール	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	エスクロルモノール	投-	チ法	経	П

用法及び用量

不眠症には、エスクロルビノールとして、通常成人 1回200~500mgを就寝前又は就寝時経口投与する。 不安緊張状態の鎮静には、エスクロルビノールとして、通常成人1日400~750mgを2~3回に分割経口投与する。

なお, 年齢, 症状により適宜増減する。

各適応(効能効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 不眠症
- (2) 有効であることが推定できるもの 不安緊張状態の鎮静
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 手術前の鎮静

8. エチナメート

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. バラミン末

日本シェーリングKK

2. バラミン錠

2. 各適応に対する評価判定

成分名	- - L	区分	医療用単味剤
(一般名)	エナリメート	投与法	経口
	FT 14 71 418	T17 E3	

用法及び用量

エチナメートとして通常成人1回0.5~1.0gを就寝30分前に経口投与する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 不眠症

9. グルテチミド

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ドリデン末

日本チバガイギーKK

2. ドリデン末「チバ」

...

3. ドリデン錠

"

4. ドリデン錠「チバ」

"

5. 50%ドリデン散

2. 各適応に対する評価判定

成分名	グリニエンド	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	グルテチミド	投与	チ法	経	

用法及び用量

不眠症には,グルテチミドとして,通常成人1回0.25 ~0.5g, 小児には,満6歳未満は0.125g,満6歳以 上は0.25gを、就寝15~30分前に経口投与する。

不安緊張状態の鎮静には、グルテチミドとして、通 常成人1回0.125~0.25gを1日3回経口投与する。

麻酔前投薬には、グルテチミドとして、通常成人、手術前夜に1回 $0.25\sim0.5$ g、麻酔1時間前に $0.5\sim0.75$ g を経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 不眠症
- (2) 有効であることが推定できるもの 不安緊張状態の鎮静, 麻酔前投薬

10. ニトラゼパム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

1.	ベンザリン細粒	塩野義製薬KK
2.	ベンザリン散	n
3.	ベンザリン錠 2	n
4.	ベンザリン錠	"
5.	ベンザリン錠10	n
6.	ネムナミン錠 5	北陸製薬KK
7.	ネムナミン錠10	"
8.	ネムナミン散	"
9.	ニトラゼパム散(東洋)	東洋醸造KK
10.	ニトラゼパムカプセル 5 mg(東洋) "
11.	ニトラゼパムカプセル10mg(東洋	<i>"</i>
12.	ニトラゼパム錠 5 mg(東洋)	"
13.	ニトラゼパム錠10mg(東洋)	"
14.	ニトラゼパムT 錠 5 mg(東洋)	"
15.	ニトラゼパムT 錠10mg(東洋)	"
16.	ニトロパックス散	大鵬薬品工業KK
17.	ニトロパックス錠 5 mg	"
18.	ニトロパックス錠10mg	"
19.	カルスミン散	住友化学工業KK
20.	カルスミン錠 5	//
21.	カルスミン錠10	"
22.	カルスミンFC錠 5	//
23.	カルスミンFC錠10	11
24.	ネルボン散	三.共 K K
25.	ネルボン錠2mg	"
26.	ネルボン錠	//
27.	ネルボン錠10mg	//
28.	ネルボンカプセル	"
29.	ネルボンカプセル10mg	"

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ニトラゼパム	区 分	医療用単味剤
(一般名)	ートノセハム	投与法	経 口
	用法及び	用量	
ニトラゼ	パムとして,通常成	人1回5	~10mgを就寝

前に経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減

する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 不眠症

11. メタカロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応]

1. ハイミナール錠

2. ハイミナール散 3. ハイミゾロン錠

第三製薬 K K

4. アクロン錠

KK陽進堂

5. ノルモレスト

ドイツ薬品KK

6. メロクタン散「三研」

7. メロクタン顆粒「三研」

KK三和化学研究所

8. メロクタン錠「三研」

日新製薬KK

9. オキルス錠 10. スリーパンH

明治薬品KK

11. 2-メチル-3-オルトトリルキナゾロン

中外製薬KK

12. ネネシン S散

13. ネネシン S錠

14. ノッカス

大正製薬KK

15. ヒプゾン

16. オルゾロン錠

小林化工KK

17. オルゾロン散

18. ニブロール錠 19. シュラーフェンS錠 エスエス製薬KK

北陸製薬KK

20. シュラーフェンS散

(以上20品目につき,鎮静)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メタカロン	区分	医療用単味剤
(一般名)	397100	投与法	経 口

用法及び用量

メタカロンとして,通常成人1回150~300mgを就寝 前に経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 不服症
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 鎮静

12. メチプリロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応]

エーザイKK 1. ノクタン

山之内製薬KK

2. ノクタン 2 倍散

3. ノクタン散

4. ノクタン錠50mg

(以上4品目につき、神経質、自律神経緊張異常、 神経衰弱、沈うつ症)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メチプリロン	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	797902	投	チ法	経	

用法及び用量

メチプリロンとして、通常成人 1 回100~200mg を就 寝前に経口投与する。なお,年齡,症状により適宜増 減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 不眠症
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 神経質, 自律神経緊張異常, 神経衰弱, 沈うつ症

〔註〕「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応 (効能又は効果)は、再評価申請された用語をそのまま 記載してあるため、「有効であることが実証されている もの、及び「有効であることが推定できるもの」と判 定した適応(効能又は効果)の用語と必ずしも一致し ていない。

別 添 エ カテゴ・リー3 と判定された医薬品名及びその理由

成分名	販 売 名 会 社 名
/ 塩酸ジサイクロミン	ノ ベンケル注 塩野義製豪 k k
	ス メかストロ注 東亜繁品工業KK
	3 クランプス注 同仁医繁化IKK
マ 塩酸ベナフケジン	ノ ベナクケン 「東邦」100倍散 所
	スパーポン錠 参天製薬kk
	シ パーポッ末 ~
	メ パーポッ散 ,
	ケ パーポン注射液 "
	る 百倍用もしカル教 辰巳化学 KK
3 配下室体後葉注射液	1 股下軍体發素注射 日本 臟器製築 K K 旋
	マ
4 酒石酸エルゴタミン	ノ エルコミンS顆粒 北陸製薬kk
5 メフェネシン	ノ ×ネシン錠 早治製薬 kK
	マ メフェネシン 中外製薬KK
	3 , 天洋社藥品工業 k k
	4 , 小野葉品工業 k K
	5 · 京都繁品工業KK
	6 , KK三和化学研究所
	ク・ 宇治製薬 kK
	8
	タ メフェネシン錠 藤本製菓kK

成 分	名	蔥 販	名	会 社	名
	10	メフェネシ	ン錠	P外製業 k	:K
	11	4	/ }	、野薬品工	業kk
	12	4	*	不都樂品工	業kk
	13	•	*	「服集品工	業kk
	14	"	۲	(K三和化学	研究所
	15	4	3	三共 K K	
	16	"	-1	長生堂製物	ĕĸĸ
	17	メフェネシン	注射液	ア外製薬 ト	K K
	18		5	九石製祭	k K
	19		/	小野薬 品工	業KK
	20	•	-	京都察品工	美k k
	2/	"	7	大鵬察品工	業kk
	22	A	1	KK三和化	如玩玩
	23		7	日新製薬	κK
6 ピ・ラピッタール	/	ヒ・ラヒッタール	, 注射液 }	市-数楽	< K
	Z	,		日新製築	ĸ K
	3	,	1	住友化学工	業KK
	4	3		マルコ製剤	寮KK
	5	4]	快桑 菜品	L業KK
	6	•		日本医藥器	品工業kk
	2	,		合 线 公社模型 宏所	卷 桌品研
	8			北陸製藥	kk
	9	,		K k 1 t .	(

	成	分	名	Ę	坂	売	名	会	社	名
				10	ピラヒ	プールシ	主射液	東洋製	桑化	支KK
				11		,		大鵬藥	品工業	KK
				12		,		kk大塚	製築工	場
				13		•		大洋菜	品工艺	k k k
				14		4		高田勢	·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<
2	オロケ	ン酸クロ	ロキン	/	キド	ラ注象	液	小野薬	品工	KKK
8	ブロム	ワレリル	尿素	/	ホ"ー	ミン		日新製	森k k	(
<u> </u>				<u> </u>				<u> </u>		

- / 「塩酸シサイクロミン」は、消化器官用制 として、経口制 については 今回 の再評価においても有用性を認められている。
 - しかし注射剤については、現在の承認基準に限らして検討すると、症例数か十分とは言い難く、有効性を立証する根拠に全しいと判定されたものである。
- ス 「塩酸ベナクケジシ」は、消化器官用剤として経口剤と注射剤が用いられていた。しかし現在の承認基準に照らして検討すると、症例数が十分とは言い難く、また本剤を有効とする文献は、その判定基準が明確でないなどいずれも本剤の有効性を立証する根拠とはなりえないと判定されたものである。
- 3 「配下重体投棄注射液」は、オキシトシンを主成分とし、子宮収縮剤としてこれまで臨床に供されてきた。しかし本剤は、動物の配下重体力ら抽出した製剤であるため、オキシトシン以外に他の下重体投棄成分を含有しており、純粋なオキシトシンが容易に得られる今日では、その医療上の必要性はないと判定されたものである。
- 4 酒石酸エルゴタミン」については、「片頭痛」を適応としてその有用性が認められているが、「エルゴミン A類拉」は、再評価申請された適応がいずれも有用性を示す根拠がないと判定されたので、カテゴリーコとなったものである。
- 5 「メフェネシン」は今回の再評価においても、中枢性所配級剤として、「運動路疾患に伴う有痛性座縮」に対する有効性は認められている。しかし、臨床的にはその作用時間が短く、現在は持続時間の比較的長い他の薬剤の使用が一般的である。従って、本剤の医療上の必要性は少いものと判定されたものである。
- る 「ピラビタール」は、今回の再評価においても、解熱鎮偏削として、 せの有効性は認められた。しかしピラピタールは溶解補助剤を用いなければ氷 に窓けず、従来ウレタンが溶解補助剤として使用されていた。しかし、ウレタ ンは発症性の疑いがもたれそれを合有するピラピタール注射液につい

ては、すでに製造中止並びに回収の措置がとられている。ピラビタール注射表には、現在のところウレタン以外に適当な溶解補助剤が存在しないので、製剤学的に設計困難な素剤であると判定されたものである。

- ク クロロキン製剤については、マラリア、慢性リウマ子等を適応として、今回 の再評価においても、その有用性は認められている。「オロチン酸クロロキン」は、経口剤及び注射剤が臨床に供されていたが、注射剤については。「慢性円 板状エリテマトーデス」、「気管支炎」とも現在の承認基準に照らして検討すると、有効性を立証するに足る資料が十分でないと判定されたものである。
- 8 「プロムワレリル承素」は経口剤及び注射剤が臨床に供されており、経口剤については、今回の再評価においても、催眠無解剤としてその有効性は認められている。しかし注射剤については適応症が経口剤と異なり、鎮吐剤として申請でれてあり、現在の承認基準に限らして検討すると症例数が十分とはいい難く、有効性を立証する根拠に乏しいと判定されたものである。